

官報

号外 平成十四年六月十二日

○第一百五十四回 参議院會議録第三十三号

平成十四年六月十二日(水曜日)
午前十一時一分開議

○議事日程 第三十四号
平成十四年六月十二日

午前十時開議

第一 実演及びレコードに関する世界的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 一九九六年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約第九條(三)の改正について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 マンションの建替えの円滑化等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件
一、使用済自動車の再資源化等に関する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(倉田寛之君) これより會議を開きます。この際、日程を追加して、使用済自動車の再資源化等に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じます

平成十四年六月十二日 参議院會議録第三十三号 議事日程追加の件 使用済自動車の再資源化等に関する法律案(趣旨説明)

が、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。平成十四年六月十二日(水曜日) 参議院會議録第三十三号 議事日程追加の件 使用済自動車の再資源化等に関する法律案(趣旨説明)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。平成十四年六月十二日(水曜日) 参議院會議録第三十三号 議事日程追加の件 使用済自動車の再資源化等に関する法律案(趣旨説明)

我が国においては、廃棄物の最終処分場が逼迫しつつある等、廃棄物処理をめぐり問題が深刻化しております。また、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国にとっては、廃棄物から得られる資源を有効に利用していくことが強く求められております。このような状況において、我が国における生活環境の保全と健全な経済発展を確保し、循環型社会を実現するためには、廃棄物の減量と再生資源及び再生部品の十分な利用を図っていくことが重要であります。

このため、有用部品や金属を多く含む、再資源化による廃棄物の減量に大きな効果がある使用済自動車について、自動車製造業者等を始めとする民間事業者の活力を最大限生かしつつ適切な公的関与を行うとの基本理念の下、再資源化等を適正かつ円滑に実施する新たな仕組みを構築することが必要であります。かかる措置を講ずることにより、不法投棄の防止と民間の再資源化事業者の活性化を図りつつ、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を実現するため、今般、本法律案を提出した次第であります

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、自動車製造業者及び輸入業者は、自ら製造又は輸入した自動車を使用済となった場合に生ずる自動車破砕残渣、指定回収物品及びカーエアコン用フロン類を引き取って、その再資源化又はフロン類の破壊を行うことについて義務を負うこととしたしております。

第二に、引取業者及びフロン類回収業者の登録制度、解体業者及び破砕業者の許可制度を創設するとともに、これらの者に対し、使用済自動車等の引取り、引渡し義務と再資源化義務等を課することとしたしております。

第三に、自動車製造業者等が再資源化等に要する費用については、自動車製造業者等の創意工夫と競争を通じてその低減が図られるよう、再資源化等料金を自動車製造業者等が自ら設定、公表する仕組みとすることを基本としつつ、必要な場合には主務大臣が勧告、命令する仕組みとしております。この再資源化等料金については、自動車の所有者があらかじめこれを負担し、当該自動車が使用済となった再資源化等が実施されるまで資金管理法が管理することとしたしております。

第四に、使用済自動車等の確実な再資源化等を担保するため、関連事業者等に引取り及び引渡し時の情報管理センターへの報告を義務付けることとしたしております。

その他、これらに関連いたしまして、指定法人に関する事項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例その他の所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上が本法律案の要旨でございます。(拍手)

で、議題となりました使用済自動車の再資源化等に関する法律案に対し、自動車ユーザーの観点から質問をいたします。

利便さを追求する余り、所得を増やすことが選択され、結果的に働き過ぎと浪費の関係が作られたときから、大量生産、大量消費、大量廃棄の悪循環が始まりました。地球の浄化処理能力は想像以上に小さく、そして脆弱であります。資源使用量と廃棄物と汚染を増大させ、消費するために働くという悪循環をどこかで断ち切らねば問題は解決しません。

一昨年の循環型社会形成基本法の制定を皮切りに、循環型社会を目指す多くの関連法案が整備されました。また、総理は施政方針演説の中で、環境と経済の両立を達成する仕組み作りを目指すと言っておられますが、供給を減らすという根本的な問題に対する明快な回答はいまだ示されておられません。

自動車に対するリサイクル法は最後の大口と呼ばれてきました。高い価格、長い使用期間、グローバルな市場、さらには、製造・販売・整備業等、関連産業のすそ野の広さは他に類を見ないものがあります。その静脈産業においては既に一定の循環型社会を形成してきました。

提案理由でも述べられておりますが、昨今、産業廃棄物最終処分場の逼迫に伴う処分費用の高騰や、鉄スクラップ市場の低迷を背景に、使用済自動車の逆有償化が進み、その結果、従来のリサイクルシステムが機能不全に陥り、自動車の不法投棄や不適正処理の問題を生んでおります。環境や地方自治体にも与える影響は看過できない状況まで来ており、新たなリサイクルシステム構築の必要性は言うまでもありません。

しかし、バブル崩壊以降、日本経済は低迷を続け、度重なる経済政策の失敗で未曾有の財政赤字を生み、失業率は過去最悪を更新しています。国民負担率は年々増加しており、二〇二五年には五〇%を超す負担が見込まれるとの試算もありま

○議長(倉田寛之君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。平田健二君。

(平田健二君登壇、拍手)
○平田健二君 私は、民主党・新緑風会を代表し

○議長(倉田寛之君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。平田健二君。

(平田健二君登壇、拍手)
○平田健二君 私は、民主党・新緑風会を代表し

○議長(倉田寛之君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。平田健二君。

す。その中で、自動車に係る税は既に毎年度九兆円に達し、租税収入に占める割合は一割を超え、ユーザーにとつては現在でも過酷な税負担となつています。

このような中で、本法案は、自動車ユーザーに対して、三年間で一兆円を超す負担を求めるものです。公平、公正は当然のこと、国民が十分納得できる制度でなければなりません。

本法の成立により、新車は登録時、中古車においては車検時若しくは再登録時に一定の金額を預託するわけです。家電リサイクル法では、その費用の徴収を排出時に行っていますし、製品価格内部分化という手法もあります。なぜ前払式の自動車方式を選択されたのか、まず経済産業大臣に伺います。

また、新たに購入する自動車に対して幾ら負担しなければならぬのか、最も気になることです。再資源化費用の算出はメーカーが行うこととされており、メーカー、車種ごとにその金額は変わっていくものと思われ、どのようなルールで算出し、いかに透明性を高めていくのか、経済産業大臣、明確にお示しをいただきたいと思ひます。

自動車産業は、最先端の世界基準に合わせ、環境への対応やリサイクルへの技術開発を進めております。最も重要な点は、循環型製品の設計と低コストの処理技術開発です。そのためには税制などに支障、誘導策が必要と考えますが、経済産業大臣、いかがでしょうか、伺います。

また、メーカーは、十年も先の再資源化費用を算出するわけですから、当然、予測し得ない事態も発生いたします。特に経済の急激な変化、例えばインフレ等による処理費用の大幅な増加も考えられます。法律案によると、価格の変動についてはメーカーがそのリスクを負うとされていますが、場合によっては企業の存続に重大な影響を及ぼす事態も考えられます。また、このことが株価に悪影響を与えることも考えられます。どのような

に対処されるおつもりか、経済産業大臣にお伺いいたします。

本法案では、中古部品や有用金属の市場が機能することを前提に再資源化システムを構築してまいります。今後は、廃棄される自動車が増加し、これら市場に対しての売りの圧力が強まること予想されます。有用資源に係る事業には固定資産税などで支援策を取っていただければ、中古部品等の活用はわずかに四割にすぎないとの調査もあり、需要と供給のマッチングを更に進めるために強力な支援策が必要だと思われ、いかががお考えか、経済産業大臣にお伺いをいたします。

次に、資金管理法人についてお伺いいたします。

現在、新車の販売台数が年間約六百万台、国内の保有台数が七千万台です。例えば再資源化費用が一台二万円平均としますと、一兆四千億円の預託金が入ります。巨額の資金管理法人が誕生するわけですが、巨額の資金を公的機関が扱うことについては利権の温床になりかねません。今までも苦しい経験がまたあります。政府は、既存の公益法人にこの役割を担わせるようですが、このような巨大な公益法人を誕生させることは行政改革の流れに逆行するものではありませんか。どのような透明性、公開性を確保するのか、天下り禁止についてはどのような基準を設けるのか、経済産業大臣と行政改革担当大臣にお伺いをいたします。

預託金の管理をメーカーではなく資金管理法人とした主な目的は、企業倒産、撤退に伴うリスクの排除です。リサイクル費用の価格変動についてはメーカーがそのリスクを負うとしており、倒産したメーカーの自動車を指定再資源化機関で処理する場合、その費用が預託金を上回るときは欠損についてご負担するのでしょうか。経済産業大臣にお伺いいたします。

さらに、処理システムのゴールキーパー的役割を果たす指定再資源化機関についてお伺いいたします。

輸入代理店やメーカー等の委託を受け、再資源化費用の算出と最終処理を実施するわけですが、設備については新たなものが必要で、メーカーや車種が様々ですから、当然その処理費用は高くなると考えられます。民間でできるものは民間でと基本とコスト最小化との考えに立てば、少なくとも再資源化機関は事務処理レベルにとどめ、再資源化処理の実行は民間に移すべきだと考えますが、経済産業大臣、いかがお考えですか。資金管理法人、情報管理センターについてお伺いをいたします。

二つの法人の運営には相当の費用が予想されますが、一体どの程度の規模で、どの程度の運営費用を見込まれているのか、経済産業大臣にお伺いいたします。

本法案では、公益法人の運営費用を預託金から支払うとしております。預託金を流用すれば処理費用に欠損を来します。資金運用は一〇〇%安全確保というものではありませんが、国債、有価証券、預金等で運用とされていますが、金融機関でさえ淘汰が進む中、運用の安全性を一体だれが担保できるのでしょうか。運用資金のルールはどのように明確にされるのか、資金運用面で欠損が生じた場合はどが責任を負うのか、経済産業大臣、お答えください。

次に、対象外となったオートバイについてお伺いをいたします。

そもそも、使用済自動車の野積み、不法投棄の問題は、車両法の改正や登録制度で厳しく対応するべきであり、循環型社会形成とは次元の違う問題であります。不法投棄されるオートバイの実態も自動車と同様であります。

現在、年間約七万台のオートバイを地方自治体で処理し、業界が協力を行うという自主的な処理手法を取っていただけます。登録制度や引取り品目に自動車と若干の違いはありますが、なぜ本法律案の対象にされなかったのか、経済産業大臣にお伺いをいたします。

廃タイヤ、廃バッテリーについても不法投棄や野積み等の実態があり、地域によっては深刻な状況を招いています。昨年八月の環境省の調査によりますと、七百五十万本もの廃タイヤが違法状態にあると報告されています。廃タイヤの八割は中途で交換品であるという問題もありますが、今後、本法律案の対象として検討されるお考えがあるのか、経済産業大臣にお伺いをいたします。

次に、自動車重量税についてお伺いをいたします。

租税特別措置法の改正により、引取業者に引き渡した者に重量税を還付するとしています。放置自動車対策としてインセンティブを与えるという意味では一定の評価はいたしますが、そもそも、重量税は地方の分の全額、国の分の八割が道路整備に使われており、その趣旨は、自動車が道路を走ることによって生じた損傷を補修するためであります。日本の道路を走ることがない輸出車に対して重量税を還付しないのはなぜなのでしょう。か、財務大臣にお伺いをいたします。

さらに、自動車に係る税は複雑かつ高額な負担水準となっています。購買時に掛かる自動車取得税と消費税の二重課税などの問題もあります。自動車取得税の撤廃や高止まりしている暫定税率を本則に戻すことなどを含め、年間九兆円に達する自動車関係諸税の簡素化、軽減を実現すべきだと考えますが、財務大臣、いかがお考えになりますか。

ここ数年、大規模な自動車窃盗団の横行が問題となっており、これは、ユーザーにとつても保険会社にとつても深刻な問題です。自動車の盗難は、平成十年では三万六千件であったものが、昨年は六万三千件、三年間で二倍に急増しております。一方、検挙率は五〇%から二一%に急落しています。

税金は高い、再資源化費用は負担しなければならぬ、自動車は盗難に遭うでは、自動車ユーザーは踏ん切りがたります。さらに、不正に外

国に持ち出される事例も目立っています。輸出入管理と併せ、徹底した対策が必要ですが、国家公安委員長、いかがお考えですか。

最後になりましたが、民主党の自動車再資源化に対する基本的な考え方を申し上げます。

自動車のマーケットは全世界であり、使用済自動車車の再資源化は、今後、グローバルな取組が必要になってきます。EU各国においても試行錯誤の段階にあり、今後は使用済自動車に関するEU指令の方向で調整が進められると考えられます。こうした海外の動向も踏まえ、さらには、輸出車に対する最終処理の責任問題、資金管理法人に対する過重な費用負担の問題等を考えれば、企業内にリサイクル費用積立てにかかわる法定準備金を創設し、この積立金を柱に使用済自動車再資源化システムを構築することが望ましいと考えております。

以上、民主党の考え方を表明させていただきます。私の質問を終わります。

（拍手）

（国務大臣平沼赳夫君登壇、拍手）

○国務大臣（平沼赳夫君） 平田先生から私への質問は十二問ございました。順次お答えをさせていただきます。

まず、リサイクル料金の徴収方法を、排出時点でなく原則新車販売時点とし、さらに、自動車のリサイクルに要する費用をその自動車を購入する自動車ユーザーから明示して徴収する、いわゆる自動車充当方式を採用した理由についてのお尋ねがありました。

まず、本法案におきましては、リサイクル料金を新車の販売時徴収、既販車については施行後最初の車検時としたのは、自動車が不法投棄された場合の環境負荷が非常に大きく、これを防止することが極めて重要である点が挙げられます。リサイクル料金を販売時徴収することによって、廃車時に料金の支払を嫌って不法投棄が行われるような事態を相当程度回避できるものと考えております。

す。

次に、いわゆる自動車充当方式を採用した理由でありますけれども、これは、自動車を購入する者がリサイクル料金を一つの指標として、リサイクル容易な自動車を選択することを可能とすることにより、自動車メーカー等に対して自動車の開発、販売に当たってリサイクル分野における競争を強く意識させ、その競争の促進を図るとの趣旨でございます。

次に、リサイクル料金について、自動車メーカーはどのようなルールで算出し、自動車ユーザー等に対する透明性をどのように高めていくかとのお尋ねでございます。

リサイクル料金は、シュレッダーダスト、フロア類、エアバッグごとに各自動車メーカー・輸入業者が定め、公表することとなっております。また、料金設定の基準として、適正原価を上回るものではなく、かつ著しく不足しないように定めなければならない旨、第三十四条で規定されているところでございます。

これに基づきまして、三品目ごとの料金をどこまで細分化し、そして算出するかは、基本的に自動車メーカー等が決めていくことに相なります。主務大臣といたしまして、法律の規定の適切な運用により、不適切な料金設定が自動車メーカー等によって行われないよう万全を期してまいりたいと考えております。

なお、自動車メーカーがリサイクル実施に要した費用についても、リサイクルの実施状況の公表の一環として、自動車メーカーごとに毎年公表させることとする予定でございます。

次に、循環型製品としての自動車の設計と低コストのリサイクル技術開発を促進すべきではないかとのお尋ねでありました。

本法案におきましては、自動車メーカー等はシュレッダーダスト等の三品目について定めたりリサイクル料金を明示することによりいたしております。これによりまして、自動車の購入者はリサイ

クル料金を指標の一つとしてリサイクル容易性に優れた自動車を選択しやすくなりまして、自動車メーカー等に対してリサイクル容易な車の設計、開発や低コストのリサイクル技術の開発を行うことを促すことに相なります。

また、本法案におきましては、国の責務といったしまして、自動車リサイクルに關しての研究開発や適切な情報提供などの必要な措置を講ずるよう努めるべき旨規定がなされております。

このような国の責務規定も踏まえまして、当省といたしましては、民間事業者のリサイクルの取組を加速するために、具体的には、シュレッダーダストのリサイクル技術の開発に対する助成でございますとか、自動車のリサイクルに必要な設備に対する金融上、税制上の支援措置を適切に講じてまいりたい、このように思っております。

次に、インフレ等による処理費用の大幅増加についても自動車メーカーがリスクを負うことは、企業の存続に重大な影響を及ぼすことや株価に影響を与えることになり得るのではないかとのお尋ねでございます。

議員御指摘のように、あらかじめ預託されたリサイクル料金が実際のリサイクル料金に不足する場合もあり得ますが、本法案における仕組みは、新車販売時徴収の制度とすることに伴い、長期間を見通した費用の過不足双方の不確実性のリスクを制度の中心的役割を担うべき自動車メーカーが負うという形で整理したものでございます。

また、預託されたリサイクル料金の運用益について自動車メーカーに払い渡される制度でありまして、たとえインフレがあっても、それに伴って増加した運用益も自動車メーカーに払い渡されることに相なります。したがって、自動車メーカーが費用に関する不確実性のリスクを負う制度であったとしても、御懸念のようなことまでには至らないものと、このように考えております。

次に、使用済自動車から得る中古部品の使用に

ついてのお尋ねでございますけれども、中古部品につきましては、主として補修用部品として利用することが従来から取り組まれてきておりまして、部品のリユースを図るものとして、資源の有効利用の観点から促進すべきものと認識しております。

このような認識の下、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づきまして、自動車を再利用促進製品に指定をいたしました。自動車メーカーに対して、部品リユースに配慮した製品の設計及び製造等を義務付けているところでございます。

また、使用済自動車に係る中古部品の一層の活用促進に向けた方策については、自動車解体業者など関係業界及び有識者から成る検討会を設けて検討をお願いしているところでございまして、中古部品の品質表示や保証内容の在り方について御提案をいただいているところでございます。

経済産業省といたしましては、これらの施策に加え、中古部品の利用に関する自動車ユーザーの理解促進を図るなど、使用済自動車に係る中古部品市場の発展に向けた基盤整備に引き続き取り組んでまいりたいと、このように思っております。

次に、資金管理法人の制度化が行政改革に逆行することになるのではないかとのお尋ねでございます。

資金管理法人は、自動車ユーザーが預託したリサイクル料金を安全確実に管理し自動車メーカー等に払い渡すために、民間関係事業者間での共通インフラとして設けられるものでございます。そして、資金管理法人の運営についての透明性、公開性の確保につきましては、新しい自動車リサイクル制度を構築する上で最も意を用いるべき点であると認識をいたしております。

本法案の中でも、資金の運用方法について制限を設けたこと、資金管理法人が業務規程、事業計画、事業報告等を作成したときは必ず公表するように義務付け、透明性、公開性を確保したこと、また、学識経験者や一般消費者の代表を委員とす

る資金管理業務諮問委員会を設け、外部の目によるチェックが働くようにしたこと、他の指定法人に対して特段の規定を設けている、こういう措置をさせていただきます。

また、資金管理法人の業務管理規程を主務大臣として認可するに当たりましては、公認会計士等による外部監査の実施を前提とするほか、管理するリサイクル料金に係る会計の資金状況について年複数回公開するなど、法律の規定外の事項についても、業務、財務の透明性、公開性を高める取組を行うべきであると考えております。

なお、本法人は民間主体の法人でありまして、人的構成についても民間が主体的に判断を行うものであります。本法人が行う資金管理業務に精通した人材は民間ビジネスを経験された方々の中に数多くおられることから、本法人の常勤役員は、当然そうした民間の方々の中から適切な方が起用されることが想定されます。したがって、御懸念のような事態は生じないものと考えているところでございます。

次に、自動車メーカーや輸入業者等が倒産等をしたため、指定再資源化機関がこれに代わってシュレッダーダスト等を引き取ってリサイクル等することとなった場合において、リサイクルに要する費用が既に預託されているリサイクル料金の額を上回る場合の対応についてのお尋ねであります。

自動車メーカー等が倒産し、いずれの者にも自動車製造業等が承継されない場合には、議員御指摘のとおり、指定再資源化機関は資金管理法人に預託されているリサイクル料金を用いてシュレッダーダスト等のリサイクルを行うことに相なりま

す。

この際、指定再資源化機関は、基本的には、預託された金額の範囲内で再資源化等が可能となるように再資源化等の実施方法を選択するといった対応を行うことが想定されます。

次に、民でできるものは民で、指定再資源化機関は、リサイクル行為そのものについて可能な限り委託によって行うことにすべきではないかとお尋ねであります。

議員御指摘のとおり、民でできるものは民で行うべきとの考え方が原則でありまして、アウトソーシングによるコストの最小化を図ることが重要であると思っております。このため、指定再資源化機関におきましては、でき得る限り、適切かつ効率的にリサイクルを行う事業者を選んで業務の委託を行いまして、全体の統括を行うことに重きを置くという業務形態を取ることが想定されているところでございます。

次に、資金管理法人と情報管理センターの規模及び運営費用に関するお尋ねであります。

各指定法人の規模及び運営費用につきまして、業務の詳細について検討していく中で決まってくるものと考えておりまして、現時点においては確定的なものはありません。例えば、業務上必要となるコンピュータシステムをどの程度高度なものとするか、外部からのセキュリティ対策、利用者の利便性向上等をどの程度講ずるか、それによってそのメンテナンスに必要な人員や費用も大きく異なります。

しかしながら、あえて申し上げますと、規模としては最大でもそれぞれ数十人、運営費用としては、仮にリサイクル費用が一台当たり二万円と仮

定をいたしましたとしても、その数%程度のコストにとどまるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、当省といたしましては、電算システムによる省力化やアウトソーシングの積極的活用等によりコストの最小化を促すことにしたいと思っております。

次に、資金管理法人における資金運用のルールの明確化に関するお尋ねであります。資金管理法人は、自動車ユーザーからリサイクル料金を預かる者として重い責任を負った立場となるため、法律上も運用方法についての制限を設けているところでございます。

さらに、資金管理法人においては、専門知識を有する職員の配置等、体制の整備を努めるとともに、資金管理業務諮問委員会を設置し、専門家の意見を伺い、適切に対応することが求められるものと存じております。このような措置を講じることにによりまして、御指摘のような資金運用で欠損を生じることが基本的には想定されないと考えております。

他方、資金運用により万が一欠損が生じた際の責任について申し上げます。その原因や事実関係を踏まえた上で、私法上の対応や、資金管理法人の関係者を中心とした十分な検討に基づく適切な対応をいただくものになると考えているところでございます。

次に、オートバイを本法の対象としなかった理由についてのお尋ねでございます。

オートバイについては、使用済みとなった後、輸出される割合が年間約百二十万台中の約六割にも上ること、オートバイを対象とした解体業者が極めて少ないことから、通常の四輪車のリサイク

ルートを想定して制度化することは不適当としたものでございます。

また、オートバイは、四輪車と比較して使用済みとなる台数が少なく、車体も小さいことから、シュレッダーダストの発生量は、四輪車が年間約八十万トンとされているのに対して、オートバイでは約〇・八万トンと非常に少なく、またフロン類が充てんされているエアコンも通常搭載されていないため、本法の対象としなかったところでございます。

なお、オートバイのリサイクル、適正処理に関しては、製造メーカーが中心となって自主的に体制整備を行い対応する旨、産業構造審議会が報告がなされているところでございます。

最後に、廃タイヤや廃バッテリーについて、今後、本法の対象品目に加えるつもりがあるかについてのお尋ねであります。廃タイヤや廃バッテリーについては、従来から関係業者、関連事業者における自主的取組によりリサイクルがおおむね円滑に行われていること、リサイクルシステムの存在を前提に、主務省令で定める解体業者の再資源化基準において、解体過程でこれらを確実に取り外し、リサイクルを行う者に適切に引き渡すべき旨等を規定することによりましてそのリサイクルを図る予定でございますこと、廃タイヤや廃バッテリーについては、議員の御指摘にもありましたが、その大部分がリサイクル過程よりもむしろ整備過程において発生していることから、本法案のスキームとは必ずしも整合的ではないこと、そのような理由から、現時点におきましては、民間の自主的取組による再資源化を期待することが適切でございまして、自動車メーカーが引

き取るべき特定再資源化等物品の範囲を拡大する必要はないと判断をしたところでございます。

今後とも、対象品目以外の品目のリサイクルの実態等について注視をいたしまして、必要に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣石原伸晃君登壇、拍手)

○国務大臣(石原伸晃君) 平田議員からは、私には二問御質問がございました。

まず、資金管理を行う法人についてでございますが、自動車リサイクルに要する資金を安全確保かつ効率的に積み立てて行う方法として、資金管理を行う法人を設けるという仕組みについて、関係省を中心に様々な議論を重ねられた上、取られたものと承知をしております。

一方、公益法人制度につきましては、去る三月二十九日に政府全体として抜本改革に向けた取組を行うことを閣議決定しており、この中で、法人の適正かつ透明な運営という観点から、ガバナンスやディスクロージャーの在り方も重要な検討課題となるというお考えを示させていただいたところでもございます。

このような諸状況を踏まえさせていただき、本法人の運営に当たっても、外部による監査や十分な情報の開示等により、その透明性を図っていくことが重要であると考えております。

また、天下りについてのお尋ねでございますが、公益法人への再就職に関しては、いわゆる天下りの問題として国民の批判と関心の対象となっていることは十分承知をしているところでございます。このため、昨年末に閣議決定いたしました公務員制度改革大綱を踏まえ、本年度からでござ

います。各府省において所管する公益法人に対し、退職公務員の役員就任状況や役員の報酬、退職金についての情報を開示する、役員在任年齢についての規程を整備するなどの指導、要請をすることとしたところでございまして、国民の信頼を確保し得るようこれからも厳正に対処していかなければならない問題だと考えております。

なお、御指摘の法人についてでございますが、先ほど平沼経済産業大臣が御答弁されましたように、御懸念のような事態は生じないものと御答弁されておりますので、適切に対処していただけるものと考えております。(拍手)

(国務大臣塩川正太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(塩川正太郎君) 私に対する御質問は、日本の道路を走ることがない輸出車に対して、なぜ重量税を還付しないのかというお尋ねでございます。

そもそもこの重量税の性格というものを申し上げますと、メーカーから出てまいりました車が、車検の登録をすることによって自動車としての認定を正式にして日本の道路を走ること、それを認めるという、そういう制度でございます。でございますので、自動車の言わば認定をするという、権利と地位を取得すると、そういう税でございますので、輸出車に対しまして税を課しておるといふことでございます。

しかれば、今回一部重量税を還付しているじゃないかということでございますが、これは自動車のリサイクルを促進するという特定の政策目的に沿うものでございますので、例外的にそういう措置をしたということでございますが、輸出車に対しては、そういう特定の政策目標に沿うもの

ではないという認定からいたさないということになっておるのでございます。

それから、自動車の諸税の簡素化、軽減についての御質問でございますが、それぞれの税は目的が明確にしております。設定されたものでございまして、これをただ安易に計数だけの整理をするということは非常に難しいと思うのでございまして、できるだけ簡素化して分かりやすくしていくという努力は今後とも続けていきたいと思っております。

なお、軽減についてのお尋ねでございますけれども、現在の財政事情等を考え、また自動車から起こっておりますところの公害、環境関係等を顧みますならば、なおそれらの改善のためにも現在の税額の確保は必要であると思っております。軽減いたす予定は現在のところございません。

以上であります。(拍手)

(国務大臣村井仁君登壇、拍手)

○国務大臣(村井仁君) 平田議員から私には自動車の盗難及び不正輸出の防止につきましてお尋ねがございました。

政府におきましては、この問題の重大性にかんがみまして、昨年八月、国際組織犯罪等対策推進本部というものを設けまして、政府としての取組指針を決定し、鋭意対策を講じているところでございます。

具体的には、取締りの強化はもとよりのことでございますが、自動車を盗難に遭いにくくする装置、すなわちイモビライザー等の普及、それから不正輸出防止対策の強化等でございますが、これらの対策を実施するためには民間の皆様との御協力が必要でございます。そこで、この問題に対処

するための自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチームというものを立ち上げまして、正に官民一体となって取り組んでいるところであります。

私といたしましても、このような国際的な組織犯罪の壊滅に向けまして、今後とも、警察を指導いたしますとともに、関係機関の連携の強化に力を尽くしてまいります所存でございます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(倉田寛之君) 日程第一 実演及びレコードに関する世界的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件

日程第二 千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約第九条(3)の改正の受諾について承認を求めるの件

日程第三 文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外交防衛委員長長武見敬三君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(武見敬三君登壇、拍手)

○武見敬三君 ただいま議題となりました条約三件につきまして、外交防衛委員会における審査の

経過と結果を御報告申し上げます。

まず、実演・レコード条約は、平成八年十二月にジュネーブで開催された国際会議において採択されたものでありまして、情報関連技術の発達等に対応して、実演家及びレコード製作者に係る著作隣接権を一層効果的に保護することを目的とするものであります。

次に、世界的所有権機関設立条約の改正は、平成十一年九月にジュネーブで開催された世界的所有権機関の締約国会議において採択されたものでありまして、機関の事務局長の任期を制限することを内容とするものであります。

次に、文化財不法輸出入等禁止条約は、昭和四十五年十一月にパリで開催されたユネスコの第十六回総会において採択されたものでありまして、不法な文化財取引を実効的に禁止し、及び防止することを目的とするものであります。

委員会におきましては、三件を一括して議題とし、実演・レコード条約において視聴覚的な実演が保護の対象となっていない理由、放送事業者の権利保護に向けた内外の取組、文化財不法輸出入等禁止条約の国会提出が遅れた理由、文化財保護に関する未締結条約の締結促進、アフガニスタンから流出した文化財の保護等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、順次採決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより三件を一括して採決いたします。

三件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百三十
二百三十
〇

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 日程第四 マンションの建

替えの円滑化等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長北澤俊美君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(北澤俊美君登壇、拍手)

○北澤俊美君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、マンションにおける良好な居住環

境の確保を図るため、法人格を有するマンション建替組合の設立、権利変換計画に基づく関係権利の再建マンションへの変換、危険又は有害な状況にあるマンションの建替えの促進のための特別の措置等マンションの建替えの円滑化等に関する措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人からの意見聴取を行うとともに、本法制定の目的とその社会的背景、マンション建替えについての合意形成の在り方とその促進方策、建替え決議の要件、売渡し請求権行使の際の時価の算定基準、建替えに参加が困難な高齢者等の居住の安定の確保方策、既存不適格マンションと団地型マンションの建替えの円滑化方策、危険又は有害なマンションの建替えのための勧告制度、マンションの耐久性の向上その他について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百二十九
二百二十九
〇

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十一分散会

出席者は左のとおり。

議長 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

議員	大江 康弘君	森 ゆうこ君
	山本 香苗君	松 あきら君
	高橋紀世子君	平野 達男君
	遠山 清彦君	渡辺 孝男君
	岩本 莊太君	広野ただし君
	沢 たまき君	中川 義雄君
	日出 英輔君	島袋 宗康君
	西川きよし君	山口那津男君
	加藤 修一君	山本 保君
	弘友 和夫君	木村 仁君
	佐々木知子君	平野 貞夫君
	田村 秀昭君	風間 昶君
	高野 博師君	荒木 清寛君

平成十四年六月十二日 参議院會議録第三十三号 議長の報告事項

魚住裕一郎君	鶴保 庸介君
入澤 肇君	松岡満壽男君
山本 正和君	日笠 勝之君
森本 晃司君	木庭健太郎君
山下 栄一君	泉 信也君
月原 茂皓君	西岡 武夫君
田名部匡省君	統 訓弘君
浜四津敏子君	鶴岡 洋君
草川 昭三君	浜田卓二郎君
扇 千景君	吉田 博美君
柏村 武昭君	亀井 郁夫君
山下 善彦君	山内 俊夫君
森元 恒雄君	松山 政司君
舛添 要一君	藤井 基之君
福島啓史郎君	野上浩太郎君
森田 次夫君	中島 啓雄君
愛知 治郎君	荒井 正吾君
山下 英利君	岩城 光英君
大野つや子君	有馬 朗人君
阿南 一成君	山崎 力君
岸 宏一君	仲道 俊哉君
世耕 弘成君	森山 裕君
太田 豊秋君	阿部 正俊君
岩井 國臣君	市川 一朗君
中島 眞人君	溝手 顕正君
上野 公成君	尾辻 秀久君
野間 赳君	大島 慶久君
吉村剛太郎君	松谷蒼一郎君
山崎 正昭君	若林 正俊君
清水嘉与子君	関谷 勝嗣君
中曾根弘文君	西田 吉宏君
陣内 孝雄君	青木 幹雄君

加納 時男君	久野 恒一君
岩永 浩美君	森下 博之君
西銘順志郎君	段本 幸男君
伊達 忠一君	近藤 剛君
小林 温君	後藤 博子君
脇 雅史君	齊藤 滋宣君
有村 治子君	大仁田 厚君
加治屋義人君	小泉 顯雄君
山本 一太君	松村 龍二君
林 芳正君	国井 正幸君
常田 享詳君	田村 公平君
田浦 直君	鈴木 政二君
三浦 一水君	清水 達雄君
谷川 秀善君	景山俊太郎君
金田 勝年君	武見 敏三君
中原 爽君	鴻池 祥肇君
矢野 哲朗君	加藤 紀文君
南野知恵子君	河本 英典君
服部三男雄君	佐藤 泰三君
宮崎 秀樹君	竹山 裕君
真鍋 賢二君	久世 公堯君
杓掛 哲男君	山東 昭子君
野沢 太三君	桜井 新君
上杉 光弘君	黒岩 宇洋君
鈴木 寛君	岩本 司君
シシマルティ君	椎名 素夫君
中村 敦夫君	山根 隆治君
池口 修次君	若林 秀樹君
辻 泰弘君	小斉平敏文君
木俣 佳丈君	谷林 正昭君
羽田雄一郎君	高橋 千秋君
谷 博之君	保坂 三蔵君

高嶋 良充君	藤井 俊男君
佐藤 雄平君	小宮山洋子君
小川 敏夫君	海野 徹君
櫻井 充君	橋本 聖子君
小林 元君	佐藤 道夫君
今泉 昭君	伊藤 基隆君
朝日 俊弘君	平田 健二君
郡司 彰君	小野 清子君
佐藤 泰介君	今井 澄君
堀 利和君	長谷川 清君
峰崎 直樹君	柳田 稔君
篠瀬 進君	斎藤 十朗君
北澤 俊美君	広中和歌子君
勝木 健司君	山下八洲夫君
江田 五月君	興石 東君
宮本 岳志君	井上 哲士君
又市 征治君	大塚 耕平君
松井 孝治君	紙 智子君
大門実紀史君	田嶋 陽子君
神本美恵子君	藤原 正司君
八田ひろ子君	小泉 親司君
福島 瑞穂君	福山 哲郎君
内藤 正光君	浅尾慶一郎君
大沢 辰美君	井上 美代君
西山登紀子君	大田 昌秀君
大脇 雅子君	齋藤 勲君
小川 勝也君	本田 良一君
林 紀子君	小池 晃君
池田 幹幸君	大淵 絹子君
淵上 貞雄君	和田ひろ子君
円より子君	江本 孟紀君
山本 孝史君	畑野 君枝君

富樫 練三君	岩佐 恵美君
吉川 春子君	直嶋 正行君
角田 義一君	薬科 満治君
川橋 幸子君	千葉 景子君
岡崎トミ子君	吉岡 吉典君
緒方 靖夫君	筆坂 秀世君
市田 忠義君	

外務大臣臨時代理	森山 眞弓君
財務大臣	塩川正十郎君
経済産業大臣	平沼 赳夫君
国土交通大臣	扇 千景君
国務大臣 (国家公安委員会委員長)	村井 仁君
国務大臣	石原 伸晃君
副大臣	大島 慶久君

議長の報告事項

去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員	補欠
大門実紀史君	筆坂 秀世君
総務委員	補欠
市田 忠義君	宮本 岳志君
財政金融委員	補欠
榊葉賀津也君	大塚 耕平君

筆坂 秀世君 大門実紀史君 厚生労働委員 補欠 片山虎之助君 伊達 忠一君 農林水産委員 補欠 大塚 耕平君 榎葉賀津也君 宮本 岳志君 市田 忠義君 経済産業委員 補欠 伊達 忠一君 片山虎之助君 決算委員 補欠 遠山 清彦君 山本 香苗君 行政監視委員 補欠 山本 香苗君 遠山 清彦君 同日内閣から次の議案が提出された。 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇二号) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第一〇三号) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案(閣法第一〇四号) 同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。 エネルギー政策基本法案 牛海綿状脳症対策特別措置法案 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 道路関係四公団民営化推進委員会設置法案	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 エネルギー政策基本法案 道路関係四公団民営化推進委員会設置法案 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律 牛海綿状脳症対策特別措置法案 同日内閣を経由して日本銀行総裁から、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書を受領した。 同日内閣から、科学技術基本法第八条の規定に基づく平成十三年度科学技術の振興に関する年次報告を受領した。 同日議長は、四月二十二日の議長就任に際し、ウタリボールバラ・ピュリンガー・オーストリア共和国上院議長より祝辞を受け受した。 同日議長は、ウタリボールバラ・ピュリンガー・オーストリア共和国上院議長より祝辞を受け受した。 同日議長は、四月二十二日の議長就任に際し、サンジベグジン・トゥムルオチル・モンゴル国国家大会議長より祝辞を受け受した。 同日議長は、サンジベグジン・トゥムルオチル・モンゴル国国家大会議長より祝辞を受け受した。 ル・モンゴル国国家大会議長長宛、議長就任に際し寄せられた祝辞に対する礼状を発送した。 一昨十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 文教科学委員 補欠 鈴木 寛君 若林 秀樹君	経済産業委員 補欠 若林 秀樹君 鈴木 寛君 決算委員 補欠 山本 香苗君 遠山 清彦君 行政監視委員 補欠 遠山 清彦君 山本 香苗君 同日議員から次の議案が提出された。 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(江田五月君外四名発議)(参第一七号) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教科学委員会に付託した。 文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律案(閣法第九〇号) 文化財保護法の一部を改正する法律案(閣法第九一号) 昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 外交防衛委員 補欠 矢野 哲朗君 加治屋義人君 文教科学委員 補欠 若林 秀樹君 鈴木 寛君 農林水産委員 補欠 加治屋義人君 矢野 哲朗君 経済産業委員 補欠 鈴木 寛君 若林 秀樹君	国家基本政策委員 補欠 魚住 汎英君 後藤 博子君 榎葉賀津也君 奥石 東君 決算委員 補欠 後藤 博子君 魚住 汎英君 懲罰委員 補欠 奥石 東君 榎葉賀津也君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員 補欠 月原 茂皓君 泉 信也君 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 使用済自動車の再資源化等に関する法律案(閣法第八六号) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 特殊法人等及び独立行政法人の整理等に関する法律案(都築君外一名提出)(衆第二六号) 国家公務員の政治的中立に関する法律案(中井治君外一名提出)(衆第二七号) 自衛隊員の政治的中立に関する法律案(中井治君外一名提出)(衆第二八号) 同日議長は、次の議員提出案を政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託した。 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(江田五月君外四名発議)(参第一七号)
---	--	--	---

同日議長は、次の衆議院提出案を政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託した。
公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院第一六号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(江田五月君外四名発議)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

著作権法の一部を改正する法律案

鉄道事業法等の一部を改正する法律案

漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一〇号)審査報告書

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第九条(3)の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第二二号)審査報告書

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結につ

いて承認を求めるの件(閣条第一八号)審査報告書

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案(閣条第二八号)審査報告書

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

著作権法の一部を改正する法律

鉄道事業法等の一部を改正する法律

漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律

漁業災害補償法の一部を改正する法律

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律

水産業協同組合法等の一部を改正する法律

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成十三年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成十四年度において実施すべき交通安全施策に関する計画」の報告を受領した。

同日内閣から、自衛隊員倫理法第五条第五項の規定に基づく自衛隊員倫理規程の一部改正の報告を受領した。

同日内閣から、国家公務員倫理法第五条第六項の規定に基づく国家公務員倫理規程及び職員の職務に係る倫理に関する訓令の報告を受領した。

同日内閣から、ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づく平成十三年度ものづくり基盤技術振興基本法第八条に基づく年次報告を受領した。

審査報告書

実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年六月十一日

外交防衛委員長 武見 敬三

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、情報関連技術の発達等に対応して、実演家及びレコード製作者に係る著作権隣接権を一層効果的に保護することを目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、世界の実演及びレコードについての国際的な保護の強化に資するものであり、著作権隣接権の分野における国際協力を促進するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年五月三十日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件
実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約

目次

前文

第一章 一般規定

第一条 他の条約との関係

第二条 定義

第三条 この条約に基づく保護の受益者

第四条 内国民待遇

第二章 実演家の権利

第五条 実演家人格権

第六条 実演家の固定されていない実演に関する財産的権利

第七条 複製権

第八条 譲渡権

第九条 貸与権

第十条 固定された実演の利用可能化権

第三章 レコード製作者の権利

第十一条 複製権

第十二条 譲渡権

第十三条 貸与権

第十四条 レコードの利用可能化権

第四章 共通規定

第十五条 放送及び公衆への伝達に関する報酬請求権

第十六条 制限及び例外

第十七条 保護期間

第十八条 技術的手段に関する義務

第十九条 権利管理情報に関する義務

第二十条 方式

第二十一条 留保

第二十二条 適用期間

第二十三条 権利行使の確保に関する規定

第五章 管理条項及び最終条項

第二十四条 総会

第二十五条 国際事務局

第二十六条 締約国となる資格

第二十七条 この条約に基づく権利及び義務

第二十八条 署名

第二十九条 効力発生

第三十条 締約国について効力が生ずる日

第三十一条 廃棄

第三十二条 言語

第三十三条 寄託者

前文

締約国は、

実演家及びレコード製作者の権利の保護をできる限り効果的かつ統一的に発展させ及び維持することを希望し、

経済的、社会的、文化的及び技術的發展によつて生ずる問題について適当な解決策を与えるため、新たな国際的な規則を導入する必要があることを認め、

情報及び通信に係る技術の発展及び融合が実演及びレコードの生産及び利用に重大な影響を与えることを認め、

実演家及びレコード製作者の権利と特に教育、研究及び情報の手入のような広範な公共の利益との間の均衡を保つ必要があることを認めて、次のとおり協定した。

第一章 一般規定

第一条 他の条約との関係

(1) この条約のいかなる規定も、千九百六十一年十月二十六日にローマで作成された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約(以下「ローマ条約」という。)に基づく既存の義務であつて締約国が相互に負うものを免れさせるものではない。

(2) この条約に基づいて与えられる保護は、文学的及び美術的著作物の著作権の保護に変更を加えるものではなく、また、いかなる影響も及ぼすものではない。したがつて、この条約のいづれの規定も、これらの著作権の保護を害するものと解することはできない。

(3) この条約は、他の条約といかなる関係も有するものではなく、また、他の条約に基づくいかなる権利及び義務に影響を及ぼすものでもない。

第二条 定義

この条約の適用上、

(a) 「実演家」とは、俳優、歌手、演奏家、舞踊家その他文学的若しくは美術的著作物又は民間伝承の表現を上演し、歌唱し、口演し、朗詠し、演奏し、演出し又はその他の方法によつて実演する者をいう。

(b) 「レコード」とは、実演の音その他の音又は音を表すものの固定物(映画その他の視聴覚的著作物に組み込まれて固定されたものを除く)をいう。

く)をいう。

(c) 「固定物」とは、音又は音を表すものの収録物であつて、装置を用いることにより知覚し、再生し又は伝達することができるものをいう。

(d) 「レコード製作者」とは、実演の音その他の音又は音を表すものの最初の固定について主導し、かつ、責任を有する自然人又は法人をいう。

(e) 固定された実演又はレコードの「発行」とは、権利者の同意を得て、当該固定された実演又はレコードの複製物を公衆に提供することをいう。ただし、当該複製物が相当な数量で提供される場合に限る。

(f) 「放送」とは、公衆によつて受信されることを目的とする無線による音の送信、影像及び音の送信又はこれらを表すものの送信をいう。衛星によるこれらの送信も「放送」である。暗号化された信号の送信は、暗号解除の手段が放送機関により又はその同意を得て公衆に提供される場合には、「放送」である。

(g) 実演又はレコードの「公衆への伝達」とは、実演の音又はレコードに固定された音若しくは音を表すものを放送以外の媒体により公衆に送信することをいう。第十五条の規定の適用上、「公衆への伝達」は、レコードに固定された音又は音を表すものを公衆が聴くことができるようにすることを含む。

第三条 この条約に基づく保護の受益者
締約国は、他の締約国の国民である実演家及びレコード製作者に対して、この条約に定める保護を与える。

(2) 「他の締約国の国民」とは、この条約のすべての締約国がローマ条約の締約国であるとしたならば、同条約に規定する保護の適格性の基準を満たすこととなる実演家又はレコード製作者をいう。締約国は、当該適格性の基準に関して、前条に定める定義を適用する。

(3) ローマ条約第五條三の規定又は同条の規定の適用上同条約第十七條の規定を用いる締約国は、世界知的所有権機関(WIPO)事務局長に対し、これらの規定に定めるような通告を行う。

第四条 内国民待遇

(1) 各締約国は、この条約において特に与えられる排他的権利及び第十五条に規定する衡平な報酬を請求する権利に関して自国民に与える待遇を、前条(2)に規定する他の締約国の国民に与える。

(2) (1)に規定する義務は、他の締約国が第十五条(3)の規定によつて認められている留保を付する場合には、その留保の範囲においては適用しない。

第二章 実演家の権利

第五条 実演家人格権

(1) 実演家は、その財産的権利とは別個に、当該財産的権利が移転された後においても、現に行つてゐる実演(音に関する部分に限る。)及びレコードに固定された実演に関して、これらの実演に係る実演家であることを主張する権利(これらの実演を利用する態様により削除することがやむを得ない場合を除く。)及びこれらの実演の変更、切除その他の改変で、自己の声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を保有する。

(2) (1)の規定に基づいて実演家に認められる権利は、実演家の死後においても、少なくとも財産的権利が消滅するまで存続し、保護が要求される締約国の法令により資格を与えられる人又は団体によって行使される。もっとも、この条約の批准又はこれへの加入の時に効力を有する法令において、(1)の規定に基づいて認められる権利のすべてについて実演家の死後における保護を確保することを定めていない締約国は、それらの権利のうち一部の権利が実演家の死後は存続しないことを定める権能を有する。

(3) この条において認められる権利を保全するための救済の方法は、保護が要求される締約国の法令の定めるところによる。

第六条 実演家の固定されていない実演に関する財産的権利

実演家は、その実演に関して、次のことを許諾する排他的権利を享有する。

(i) 固定されていない実演の放送又は公衆への伝達を行うこと(実演が既に放送されたものである場合を除く)。

(ii) 固定されていない実演を固定すること。

第七条 複製権

実演家は、レコードに固定されたその実演について、直接又は間接に複製すること(その方法及び形式のいかんを問わない)を許諾する排他的権利を享有する。

第八条 譲渡権

(1) 実演家は、レコードに固定されたその実演の原作品及び複製物について、販売その他の譲渡による公衆への供与を許諾する排他的権利を享有する。

(2) この条約のいかなる規定も、固定された実演の原作品又は複製物の販売その他の譲渡(実演家の許諾を得たものに限り)が最初に行われた後における(1)の権利の消滅について、締約国が自由にその条件を定めることを妨げるものではない。

第九条 貸与権

(1) 実演家は、実演家自身による又は実演家の許諾に基づく譲渡の後、締約国の国内法令で定める範囲において、レコードに固定されたその実演の原作品又は複製物について、公衆への商業的貸与を許諾する排他的権利を享有する。

(2) (1)の規定にかかわらず、レコードに固定された実演の複製物の貸与に関して実演家に対する衡平な報酬の制度を運ぶとも千九百九十四年四月十五日以降継続して有している締約国は、レコードの商業的貸与が実演家の排他的複製権の著しい侵害を生じさせていないことを条件として、当該制度を維持することができる。

第十条 固定された実演の利用可能化権

実演家は、レコードに固定されたその実演について、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を享有する。

第三章 レコード製作者の権利

第十一条 複製権

レコード製作者は、そのレコードについて、直接又は間接に複製すること(その方法及び形式のいかんを問わない)を許諾する排他的権利を享有する。

第十二条 譲渡権

(1) レコード製作者は、そのレコードの原作品及び複製物について、販売その他の譲渡による公衆への供与を許諾する排他的権利を享有する。

(2) この条約のいかなる規定も、レコードの原作品又は複製物の販売その他の譲渡(レコード製作者の許諾を得たものに限り)が最初に行われた後における(1)の権利の消滅について、締約国が自由にその条件を定めることを妨げるものではない。

第十三条 貸与権

(1) レコード製作者は、レコード製作者自身による又はレコード製作者の許諾に基づく譲渡の後、公衆への商業的貸与を許諾する排他的権利を享有する。

(2) (1)の規定にかかわらず、レコードの複製物の貸与に関してレコード製作者に対する衡平な報酬の制度を運ぶとも千九百九十四年四月十五日以降継続して有している締約国は、レコードの商業的貸与がレコード製作者の排他的複製権の著しい侵害を生じさせていないことを条件として、当該制度を維持することができる。

第十四条 レコードの利用可能化権

レコード製作者は、そのレコードについて、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を享有する。

第四章 共通規定

第十五条 放送及び公衆への伝達に関する報酬請求権

(1) 実演家及びレコード製作者は、商業上の目的のために発行されたレコードを放送又は公衆へ

び複製物について、販売その他の譲渡による公衆への供与を許諾する排他的権利を享有する。

(2) この条約のいかなる規定も、レコードの原作品又は複製物の販売その他の譲渡(レコード製作者の許諾を得たものに限り)が最初に行われた後における(1)の権利の消滅について、締約国が自由にその条件を定めることを妨げるものではない。

第十三条 貸与権

(1) レコード製作者は、レコード製作者自身による又はレコード製作者の許諾に基づく譲渡の後、公衆への商業的貸与を許諾する排他的権利を享有する。

(2) (1)の規定にかかわらず、レコードの複製物の貸与に関してレコード製作者に対する衡平な報酬の制度を運ぶとも千九百九十四年四月十五日以降継続して有している締約国は、レコードの商業的貸与がレコード製作者の排他的複製権の著しい侵害を生じさせていないことを条件として、当該制度を維持することができる。

第十四条 レコードの利用可能化権

レコード製作者は、そのレコードについて、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を享有する。

第四章 共通規定

第十五条 放送及び公衆への伝達に関する報酬請求権

(1) 実演家及びレコード製作者は、商業上の目的のために発行されたレコードを放送又は公衆へ

の伝達のために直接又は間接に利用することについて、単一の衡平な報酬を請求する権利を享有する。

(2) 締約国は、実演家若しくはレコード製作者又はその双方のいずれが利用者に対して単一の衡平な報酬を請求するかについて、その国内法令において定めることができる。締約国は、単一の衡平な報酬を配分する条件について実演家とレコード製作者との間に合意がない場合には、当該条件を定める国内法令を制定することができる。

(3) いずれの締約国も、(1)の規定を特定の利用にのみ適用すること、(1)の規定の適用を他の方法により制限すること又は(1)の規定を適用しないことを、世界的所有権機関事務局長に寄託する通告において、宣言することができる。

(4) この条の規定の適用上、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置かれたレコードは、商業上の目的のために発行されたものとみなす。

第十六条 制限及び例外

(1) 締約国は、実演家及びレコード製作者の保護に関して、文学的及び美術的著作物の著作権の保護について国内法令に定めるものと同一の種類の制限又は例外を国内法令において定めることができる。

(2) 締約国は、この条約に定める権利の制限又は例外を、実演又はレコードの通常の利用を妨げず、かつ、実演家又はレコード製作者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。

第十七条 保護期間

(1) この条約に基づいて実演家に与えられる保護期間は、実演がレコードに固定された年の終わりにから少なくとも五十年とする。

(2) この条約に基づいてレコード製作者に与えられる保護期間は、レコードが発行された年の終わりから、又はレコードへの固定が行われてから五十年以内に発行されなかった場合には当該固定が行われた年の終わりから、少なくとも五十年とする。

第十八条 技術的手段に関する義務

締約国は、実演家又はレコード製作者によって許諾されておらず、かつ、法令で許容されていない行為がその実演又はレコードについて実行されることを抑制するための効果的な技術的手段であつて、この条約に基づく権利の行使に関連して当該実演家又はレコード製作者が用いるものに関し、そのような技術的手段の回避を防ぐための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。

第十九条 権利管理情報に関する義務

(1) 締約国は、この条約が対象とする権利の侵害を誘ひ、可能にし、助長し又は隠す結果となることを知りながら次に掲げる行為を故意に行う者がある場合に関し、適当かつ効果的な法的救済について定める。さらに、民事上の救済については、そのような結果となることを知ることができる合理的な理由を有しながら次に掲げる行為を故意に行う者がある場合に関しても、これを定める。

(i) 電磁的な権利管理情報を権限なく除去し又は改変すること。

(ii) 電磁的な権利管理情報が権限なく除去され又は改変すること。

れ又は改変されたことを知りながら、実演又は固定された実演若しくはレコードの複製物を権限なく頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し又は公衆により利用が可能となる状態に置くこと。

(2) この条において、「権利管理情報」とは、実演家、実演家の実演、レコード製作者、レコード、実演若しくはレコードに係る権利を有する者又は実演若しくはレコードの利用の条件に係る情報を特定する情報及びその情報を表す数字又は符号をいう。ただし、これらの項目の情報が固定された実演若しくはレコードの複製物に付される場合又は固定された実演若しくはレコードを公衆に伝達し若しくは公衆により利用が可能となる状態に置くに当たって当該固定された実演若しくはレコードとともに公衆に伝達され若しくは公衆により利用が可能となる状態に置かれる場合に限り。

第二十条 方式

この条約に定める権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行をも要しない。

第二十一条 留保

第十五条(3)の規定が適用される場合を除くほか、この条約には、いかなる留保も付することができない。

第二十二条 適用期間

(1) 締約国は、この条約に定める実演家及びレコード製作者の権利について、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約第十八条の規定を準用する。

(2) (1)の規定にかかわらず、締約国は、第五条の規定の適用を、この条約が自国について効力を生じた後に行われた実演に制限することができる。

第二十三条 権利行使の確保に関する規定

(1) 締約国は、自国の法制に従い、この条約の適用を確保するために必要な措置について定めることを約束する。

(2) 締約国は、この条約が対象とする権利の侵害行為に対し効果的な措置(侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む)がとられることを可能にするため、権利行使を確保するための手続を国内法令において確保する。

第五章 管理条項及び最終条項

第二十四条 総会

(1) (a) 締約国は、その総会を設置する。

(b) 各締約国は、一人の代表によって代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。

(c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した締約国が負担する。総会は、世界知的所有権機関に対し、国際連合総会の確立された慣行に従って開発途上国とされている締約国及び市場経済への移行過程にある締約国の代表の参加を容易にするために財政的援助を与えることを要請することができる。

(2) (a) 総会は、この条約の存続及び発展並びにこの条約の適用及び運用に関する問題を取り扱う。

(b) 総会は、政府間機関が締約国となることの承認に関し、第二十六条(2)の規定により与えられる任務を遂行する。

(c) 総会は、この条約の改正のための外交会議の招集を決定し、当該外交会議の準備のために世界知的所有権機関事務局に対して必要

な指示を与える。

(3) (a) 国である締約国は、それぞれ一の票を有し、自国の名においてのみ投票する。

(b) 政府間機関である締約国は、当該政府間機関の構成国でこの条約の締約国である国の総数に等しい数の票により、当該構成国に代わって投票に参加することができる。当該政府間機関は、当該構成国のいずれかが自国の投票権を行使する場合には、投票に参加してはならない。また、当該政府間機関が自らの投票権を行使する場合には、当該構成国のいずれも投票に参加してはならない。

(4) 総会は、世界知的所有権機関事務局長の招集により、二年に一回、通常会期として会合する。

(5) 総会は、臨時会期の招集、定足数、種々の決定を行う際に必要とされる多数(この条約の規定に従うことを条件とする)その他の事項について手続規則を定める。

第二十五条 国際事務局

世界知的所有権機関事務局は、この条約の管理業務を行う。

第二十六条 締約国となる資格

(1) 世界知的所有権機関の加盟国は、この条約の締約国となることができる。

(2) 総会は、この条約が対象とする事項に関し権限を有し及びそのすべての構成国を拘束する自らの法制を有する旨並びにこの条約の締結につきその内部手続に従って正当に委任を受けている旨を宣言する政府間機関が、この条約の締約国となることを認める決定を行うことができる。

(3) 欧州共同体は、この条約を採択した外交会議において(2)に規定する宣言を行っており、この条約の締結となる資格を有するものとする。

第二十七条 この条約に基づく権利及び義務

各締約国は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、この条約に基づくすべての権利を享有し、すべての義務を負う。

第二十八条 署名

この条約は、千九百九十七年十二月三十一日まで、世界知的所有権機関の加盟国及び欧州共同体による署名のために開放しておく。

第二十九条 効力発生

この条約は、三十の国の批准書又は加入書が世界知的所有権機関事務局長に寄託された後三箇月で効力を生ずる。

第三十条 締約国について効力が生ずる日

この条約は、次に掲げる日から締約国を拘束する。

(i) 前条に規定する三十の国については、この条約が効力を生じた日

(ii) (i)の国以外の国については、当該国が世界知的所有権機関事務局長に批准書又は加入書を寄託した日から三箇月の期間が満了した日

(iii) 欧州共同体については、前条の規定によるこの条約の効力発生の後にその批准書又は加入書が寄託された場合には、その寄託の日から三箇月の期間が満了した日。この条約の効力発生以前に当該文書が寄託された場合には、この条約の効力発生の日から三箇月の期間が満了した日

(iv) 欧州共同体以外の政府間機関で締約国となることを認められたものについては、その加入書が寄託された日から三箇月の期間が満了した日

第三十一条 廃棄

いずれの締約国も、世界知的所有権機関事務局長に於て通告により、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務局長がその通告を受領した日から一年で効力を生ずる。

第三十二条 言語

(1) この条約は、ひとしく正文である英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による原本一通について署名する。

(2) 世界知的所有権機関事務局長は、いずれかの関係国の要請により、すべての関係国と協議の上、(1)に規定する言語以外の言語による公定訳文を作成する。この(2)の規定の適用上、「関係国」とは、世界知的所有権機関の加盟国であつて当該公定訳文の言語をその公用語又は公用語の一とするもの並びに欧州共同体及び締約国となる資格を有する他の政府間機関であつて当該公定訳文の言語をその公用語の一とするものをいう。

第三十三条 寄託者

この条約の寄託者は、世界知的所有権機関事務局長とする。

審査報告書

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第九(3)の改正の受諾について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十四年六月十一日

外交防衛委員長 武見 敬三

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この改正は、世界知的所有権機関事務局長の任期を制限することを内容とするものである。

我が国がこの改正を受諾することは、世界知的所有権機関の運営の円滑化に貢献するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第九(3)の改正の受諾について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十四年五月三十日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第九(3)の改正の受諾について承認を求めるの件

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第九(3)の改正の受諾について、日本国憲法第七十

三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第九(3)の改正

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約の一部を次のように改正する。

第九(3)を次のように改める。

(3) 事務局長は、六年の任期をもつて任命される。事務局長は、六年の任期をもつて一回に限り引き続き任命されることが出来る。任命に関するその他のすべての条件は、一般総会が定める。

審査報告書

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十四年六月十一日

外交防衛委員長 武見 敬三

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、文化財の不法な輸出、輸入等を規制することを目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、文化財保護の分

平成十四年六月十二日 参議院會議録第三十三号

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結について承認を求めるの件 一四

野における国際協力に寄与する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めらる。

一、費用

別に費用を要しない。

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十四年五月三十日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 倉田 寛之殿

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結について承認を求めるの件

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約

国際連合教育科学文化機関の総会は、千九百七十年十月十二日から十一月十四日までパリにおいてその第十八回会期として会合し、
総会の第十四回会期において採択した文化に関する国際協力の原則に関する宣言の重要性を想起し、

科学的、文化的及び教育的目的のために行われる文化財の諸国間の交流により、人類の文明に関する知識が増大し、すべての人民の文化的な生活が豊かになり並びに諸国間が相互に尊重し及び評価するようになることを考慮し、
文化財が文明及び国の文化の基本的要素の一つであること並びに文化財の真価はその起源、歴史及び伝統についてのできる限り十分な情報に基づいてのみ評価することができものであることを考慮し、
自国の領域内に存在する文化財を盗難、盗掘及び不法な輸出の危険から保護することが各国の義務であることを考慮し、
これらの危険を回避するため、各国が自国及び他のすべての国の文化遺産を尊重する道義的責任を一層認識することが重要であることを考慮し、
文化施設としての博物館、図書館及び公文書館が世界的に認められた道義上の原則に従って収集を行うことを確保すべきであることを考慮し、
国際連合教育科学文化機関は国際条約を関係諸国に勧告することにより諸国間の理解の促進を図ることをその任務の一として、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転はこの諸国間の理解の障害となることを考慮し、
文化遺産の保護は、各国の国内において、かつ、諸国間で緊密に協力して行われる場合にのみ効果的に行われ得るものであることを考慮し、
国際連合教育科学文化機関の総会が千九百六十四年にこの趣旨の勧告を採択したことを考慮し、
総会の第十八回会期の議事日程の第十九議題である文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する新たな提案を受け、

総会の第十五回会期において、この問題が国際条約の対象となるべきことを決定して、
この条約を千九百七十年十一月十四日に採択する。

第一条

この条約の適用上、「文化財」とは、宗教的理由によるか否かを問わず、各国が考古学上、先史学上、史学上、文学上、美術上又は科学上重要なものとして特に指定した物件であつて、次の分類に属するものをいう。

- (a) 動物学上、植物学上、鉱物学上又は解剖学上希少な収集品及び標本並びに古生物学上関心の対象となる物件
- (b) 科学技術史、軍事史、社会史その他の歴史、各国の指導者、思想家、科学者又は芸術家の生涯及び各国の重大な事件に関する物件
- (c) 正規の発掘、盗掘その他の考古学上の発掘又は考古学上の発見によって得られた物件
- (d) 美術的若しくは歴史的記念工作物又は分断された考古学的遺跡の部分
- (e) 製作後百年を超える古代遺物(例えば、金石文、貨幣、刻印)
- (f) 民族学的関心の対象となる物件
- (g) 美術的関心の対象となる物件であつて、例えば、次の(i)から(iv)までに掲げるもの
- (i) 肉筆の書画(画布及び材料を問わないものとし、意匠及び手作業で装飾した加工物を除く。)
- (ii) 彫刻、塑像、鑄像その他これらに類する美術品(材料を問わない。)
- (iii) 銅版画、木版画、石版画その他の版画
- (iv) 美術的に構成し又は合成した物件(材料を問わない。)

- (h) 単独で又は一括されることにより特別な関心(歴史的、美術的、科学的、文学的その他の関心)の対象となる希少な手書き文書、インキナブラ、古い書籍、文書及び出版物
- (i) 単独の又は一括された郵便切手、収入印紙その他これらに類する物件
- (j) 音声、写真又は映画による記録その他の記録
- (k) 古い楽器及び製作後百年を超える家具

第二条

1 締約国は、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転が当該文化財の原産国の文化遺産を貧困化させる主要な原因の一つであること並びに国際協力がこれらの不法な行為によって生ずるあらゆる危険から各国の文化財を保護するための最も効果的な手段の一つであることを認める。

2 締約国は、このため、自国のとり得る手段、特に、不法な輸入、輸出及び所有権移転の原因を除去し、現在行われている行為を停止せ並びに必要なら復元を行うために援助することにより、不法な輸入、輸出及び所有権移転を阻止することを約束する。

第三条

締約国がこの条約に基づいてとる措置に反して行われた文化財の輸入、輸出又は所有権移転は、不法とする。

第四条

この条約の適用上、締約国は、次の種類の文化財が各国の文化遺産を成すものであることを認めらる。

- (a) 各国の国民(個人であるか集団であるかを問わない。)の才能によって創造された文化財、及び各国の領域内に居住する外国人又は

無国籍者によりその領域内で創造された文化財であつて当該国にとって重要なもの

(b) 各国の領域内で発見された文化財

(c) 考古学、民族学又は自然科学の調査団がその原産国の権限のある当局の同意を得て取得した文化財

(d) 自由な合意に基づいて交換された文化財

(e) その原産国の権限のある当局の同意を得て、贈与され又は合法的に購入した文化財

第五条

締約国は、次の任務を効果的に実施するために十分な数の適格な職員を有する一又は二以上の文化遺産の保護のための国内機関がまだ存在しない場合において、自国にとって適当なときは、不法な輸入、輸出及び所有権移転から文化財を保護することを確保するため、そのような国内機関を自国の領域内に設置することを約束する。

(a) 文化遺産の保護、特に、重要な文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転の防止を確保するための法令案の作成に貢献すること。

(b) 自国の保護物件目録に基づき、重要な公私の文化財であつてその輸出により自国の文化遺産を著しく貧困化させるおそれのあるものの一覧表を作成し及び常時最新のものとすること。

(c) 文化財の保存及び展示を確保するために必要な科学技術に係る施設(博物館、図書館、公文書館、研究所、作業場等)の発展又は設置を促進すること。

(d) 考古学上の発掘の管理を組織的に行い、ある種の文化財の現地保存を確保し、及び将来の考古学的研究のために保存された地区を保護すること。

護すること。

(e) 関係者(博物館の管理者、収集家、古物商等)のために、この条約に定める倫理上の原則に従つて規則を定め、その規則の遵守を確保するための措置をとること。

(f) すべての国の文化遺産に対する尊重を促し及び育成するための教育的措置をとり、並びにこの条約の規定に関する知識を普及させること。

(g) 文化財のいずれかが亡失した場合には、適切に公表すること。

第六条

締約国は、次のことを約束する。

(a) 当該文化財の輸出が許可されたものであることを輸出国が明記する適当な証明書を導入すること。この証明書は、規則に従つて輸出される文化財のすべての物件に添付されるべきである。

(b) (a)に規定する輸出許可についての証明書が添付されない限り、文化財が自国の領域から輸出されることを禁止すること。

(c) (b)に規定する禁止を適当な手段により、特に、文化財を輸出し又は輸入する可能性のある者に対して公表すること。

第七条

締約国は、次のことを約束する。

(a) 自国の領域内に所在する博物館その他これに類する施設が他の締約国を原産国とする文化財であつてこの条約が関係国について効力を生じた後に不法に輸出されたものを取得することを防止するため、国内法に従つて必要な措置をとること。この条約がこれらの国に

ついて効力を生じた後に当該文化財の原産国である締約国から不法に持ち出された文化財の提供の申出があつた場合には、当該原産国に対し、できる限りその旨を通報すること。

(b) (i) 他の締約国の領域内に所在する博物館、公共の記念工物(宗教的なものであるかないかを問わない)その他これらに類する施設からこの条約が関係国について効力を生じた後に盗取された文化財(当該施設の所蔵品目録に属することが証明されたものに限り)の輸入を禁止すること。

(ii) 原産国である締約国が要請する場合には、(i)に規定する文化財であつてこの条約が関係国について効力を生じた後に輸入されたものを回復し及び返還するため適当な措置をとること。ただし、要請を行う締約国が当該文化財の善意の購入者又は当該文化財に対して正当な権原を有する者に対し適正な補償金を支払うことを条件とする。

回復及び返還の要請は、外交機関を通じて行う。要請を行う締約国は、回復及び返還についての権利を確立するために必要な書類その他の証拠資料を自国の負担で提出する。締約国は、この条の規定に従つて返還される文化財に対し関税その他の課徴金を課してはならない。文化財の返還及び引渡しに係るすべての経費は、要請を行う締約国が負担する。

第八条

締約国は、第六條(b)及び前條(b)に定める禁止に関する規定に違反したことについて責任を有する者に対し、刑罰又は行政罰を科することを約束する。

る。

第九条

考古学上又は民族学上の物件の略奪により自国の文化遺産が危険にさらされている締約国は、影響を受ける他の締約国に要請を行うことができる。この場合において、締約国は、国際的に協調して行われる努力であつて、必要な具体的措置(個別の物件の輸出、輸入及び国際取引の規制等)を決定し及び実施するためのものに参加することを約束する。各関係国は、合意に達するまでの間、要請を行う国の文化遺産が回復し難い損傷を受けることを防止するため、実行可能な範囲内で暫定措置をとる。

第十条

締約国は、次のことを約束する。

(a) 教育、情報提供及び監視を行うことにより、締約国から不法に持ち出された文化財の移動を制限すること。また、自国にとって適当な場合には、文化財の各物件ごとの出所、供給者の氏名及び住所並びに売却した各物件の特徴及び価格を記録した台帳を常備すること並びに文化財の買手に対し当該文化財について輸出禁止の措置がとられることがある旨を知らせることを古物商に義務付けること。この義務に違反した者には、刑罰又は行政罰を科する。

(b) 文化財の価値並びに盗取、盗掘及び不法な輸出が文化遺産にもたらす脅威につき教育を通じて国民に認識させ及びそのような認識を高めるよう努めること。

第十一条

外国による国土占領に直接又は間接に起因する

強制的な文化財の輸出及び所有権移転は、不法であるとみなす。

第十二条

締約国は、自国が国際関係について責任を有する領域内に存在する文化遺産を尊重するものとし、当該領域における文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止するためすべての適当な措置をとる。

第十三条

締約国は、また、自国の法令に従い、次のことを約束する。

- (a) 文化財の不法な輸入又は輸出を促すおそれのある所有権移転をすべての適当な手段によつて防止すること。
- (b) 不法に輸出された文化財がその正当な所有者にできる限り速やかに返還されることを容易にするために自国の権限のある機関が協力することを確保すること。
- (c) 亡失し若しくは盗取された文化財の物件の正当な所有者又はその代理人が提起する当該物件の回復の訴えを認めること。
- (d) 各締約国が特定の文化財について譲渡を禁止し、その結果当然に輸出も禁止するものとして分類し及び宣言することは当該締約国の奪い得ない権利であることを認め、並びに当該文化財が輸出された場合には当該締約国がそれを回復することを容易にすること。

第十四条

締約国は、不法な輸出を防止し及びこの条約の実施によつて生ずる義務を履行するため、文化遺産の保護について責任を有する国内機関に対してできる限り十分な予算を配分するものとし、必要があるときは、このための基金を設立すべきである。

第十五条

この条約のいかなる規定も、この条約が関係国について効力を生ずる前にその理由のいかんを問わず原産国の領域から持ち出された文化財の返還に關し、締約国の間で特別の協定を締結すること又は既に締結した協定の実施を継続することを妨げるものではない。

第十六条

締約国は、国際連合教育科学文化機関の總會が決定する期限及び様式で同總會に提出する定期報告において、この条約を適用するために自国がとつた立法措置、行政措置その他の措置及びこの分野で得た経験の詳細に関する情報を提供する。

第十七条

1 締約国は、特に次の事項について、国際連合教育科学文化機関の技術援助を要請することができる。

- (a) 情報提供及び教育
- (b) 協議及び専門家の助言
- (c) 調整及びあつせん

2 国際連合教育科学文化機関は、文化財の不法な移動に關する問題につき、自発的に調査研究を行い及び研究結果を公表することができる。

3 国際連合教育科学文化機関は、このため、権限のある非政府機関の協力を要請することができる。

4 国際連合教育科学文化機関は、この条約の実施に關し、締約国に対し自発的に提案を行うことができる。

5 この条約の実施に關して現に係争中の少なくとも

とも二の締約国から要請があつた場合には、国際連合教育科学文化機関は、当該締約国間の紛争を解決するためあつせんを行うことができる。

第十八条

この条約は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成する。

第十九条

1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の加盟国により、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて批准され又は受諾されなければならない。

2 批准書又は受諾書は、国際連合教育科学文化機関事務局局長に寄託する。

第二十条

1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の非加盟国で同機関の執行委員会が招請するすべての国による加入のために開放しておく。

2 加入は、国際連合教育科学文化機関事務局局長に加入書を寄託することによつて行つた。

第二十一条

この条約は、三番目の批准書、受諾書又は加入書が寄託された日の後三箇月で、その寄託の日以前に批准書、受諾書又は加入書を寄託した国についてのみ効力を生ずる。この条約は、その他の国については、その批准書、受諾書又は加入書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。

第二十二条

締約国は、自国の本土領域のみでなく、自国が国際関係について責任を有するすべての領域についてもこの条約を適用することを認める。締約国は、これらの領域についてのこの条約の適用を確保するため、批准、受諾又は加入の時までにこれらの領域の政府又は他の権限のある当局と必要に応じて協議することを約束し、また、この条約を適用する領域を国際連合教育科学文化機関事務局長に通告することを約束する。この通告は、その受領の日の後三箇月で効力を生ずる。

第二十三条

1 締約国は、自国について又は自国が国際関係について責任を有する領域について、この条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する文書により通告する。

3 廃棄は、廃棄書の受領の後十二箇月で効力を生ずる。

第二十四条

国際連合教育科学文化機関事務局局長は、同機関の加盟国及び第二十条に規定する同機関の非加盟国並びに国際連合に對し、第十九条及び第二十条に規定するすべての批准書、受諾書及び加入書の寄託並びに前二条にそれぞれ規定する通告及び廃棄を通報する。

第二十五条

1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の總會において改正することができる。その改正は、改正条約の当事国となる国のみを拘束する。

2 總會がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、批准、受諾又は加入のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終止する。

第二十六條

この条約は、国際連合教育科学文化機関事務局長の要請により、国際連合憲章第二百二条の規定に従って、国際連合事務局に登録する。

千九百七十年十一月十七日にパリで、総会の第十六回会期の議長及び国際連合教育科学文化機関事務局長の署名を有する本書一通を作成した。これらの本書は、同機関に寄託するものとし、その認証謄本は、第十九条及び第二十条に規定するすべての国並びに国際連合に送付する。

以上は、国際連合教育科学文化機関の総会が、パリで開催されて千九百七十年十一月十四日に閉会を宣言されたその第十六回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百七十年十一月十七日に署名した。

総会議長

アティリオ・デロロ・マイニ

事務局長

ルネ・マウ

審査報告書

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律

案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年六月十二日 参議院会議録第三十三号

平成十四年六月十一日

国土交通委員長 北澤 俊美
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、法人格を有するマンシヨン建替組合の設立、権利変換計画に基づく関係権利の再建マンシヨンへの変換、危険又は有害な状況にあるマンシヨン建替えの促進のための特別の措置等マンシヨンの建替えの円滑化等に関する措置を講ずること、マンシヨンにおける良好な居住環境の確保を図ろうとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

平成十四年度一般会計予算(国土交通省所管)には、住宅建設等事業費のうち住宅市街地整備総合支援事業に必要な経費六百五十七億六百万円、住宅対策諸費のうち公営住宅家賃対策等補助に必要な経費四千四百六十六億九千四百円、及び北海道住宅建設等事業費のうち住宅市街地整備総合支援事業に必要な経費五億三千七百七十万円が計上されている。本法の施行後、第二百二条第一項に基づき危険又は有害な状況にあるマンシヨンの区分所有者に対しマンシヨンの建替えの勧告がなされ、第二百二条第三項の規定に基づき国が市町村に対して市町村借上住宅へ入居した認定賃借人の家賃の減額に要する費用の一部を補助する場合等には、前記の予算の一部が充てられる。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、マンシヨンの建替えが円滑かつ適切に行われるよう、本法の趣旨の十分な周知徹底を図ること。

また、本法がマンシヨンの建替えを一律に促進するものであるとの誤解を生じさせることのないよう配慮すること。

二、マンシヨンの建替えに当たり区分所有者等の合意形成が適切に促進されるよう、建替えと補修の選択に係る判断指針及び合意形成プロセス等に関するマニュアルを作成するとともに、国、地方公共団体、専門家等による相談・情報提供体制の整備を図られるよう努めること。

三、良質な住宅ストックの活用が重要であることにかんがみ、新築又は既存のマンシヨンの耐久性を向上させるための技術開発及びその普及のために必要な措置を講ずるよう努めること。特に、再建マンシヨンの長寿命化がなされるよう十分な配慮を行うこと。

四、健全な中古マンシヨン市場の育成に留意し、良好に管理され防災や居住環境の面で良質なマンシヨンが適切に評価されるよう、中古マンシヨンに係る住宅性能表示制度の早期導入とその普及を図るなど必要な措置を講ずるよう努めること。

五、マンシヨンの建替えへの参加を容易にするため、死亡時一括償還融資制度の普及を図りつつリバースモーゲージ手法の一層の活用につき検討するとともに、建替えに参加が困難な高齢者等に対し、居住安定のために必要な措置が講じられるよう、地方公共団体に対する補助、技術的援助等をはじめとした適切な支援の拡充に努めること。

六、マンシヨン建替組合による売渡請求権の行使に際しての時価の算定基準については、今後の事例集積を重ねる等により、その明確化に資するよう努めること。

七、マンシヨンの建替えが良好な市街地環境の形成に資するよう必要な配慮をするとともに、既存不適格マンシヨン、団地型マンシヨン等の建替えが円滑に行われるよう、適切な措置を検討すること。

八、循環型社会の形成の観点から、マンシヨンの建替えに際して生ずる建設廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めること。

九、マンシヨンの建替えに民間事業者が参加する場合においても、居住者の意向が十分尊重されるよう配慮すること。

十、国土交通省と関係行政機関との十分な連携を行うことにより、マンシヨンの管理、建替え等に係るマンシヨン法制的な運用が図られるようにすること。

右決議する。

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律

案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年四月十八日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

案
マンションの建替えの円滑化等に関する法律

目次
第一章 総則(第一条―第四条)
第二章 施行者
第一節 マンション建替事業の施行(第五条)
第二節 マンション建替組合
第一款 通則(第六条―第八条)
第二款 設立等(第九条―第十五条)
第三款 管理(第十六条―第三十七条)
第四款 解散(第三十八条―第四十三条)
第五款 税法上の特例(第四十四条)
第三節 個人施行者(第四十五条―第五十四条 条)

第三章 マンション建替事業
第一節 権利交換手続
第一款 手続の開始(第五十五条・第五十六 条)
第二款 権利交換計画(第五十七条―第六十七 条)
第三款 権利の変換(第六十八条―第七十八 条)
第四款 施行マンション等の明渡し(第七十九 条・第八十条)
第五款 工事完了等に伴う措置(第八十一条―第八十九条)
第二節 賃借人等の居住の安定の確保に関する施行者等の責務(第九十条)
第三節 雑則(第九十一条―第九十六条)
第四章 マンション建替事業の監督等(第九十七 条―第一百一条)

第五章 危険又は有害な状況にあるマンションの建替えの促進のための特別の措置

第一節 危険又は有害な状況にあるマンションの建替えの勧告等(第一百一条・第一百二 条)
第二節 賃借人居住安定計画の認定等(第一百三 条―第一百六 条)
第三節 転出区分所有者居住安定計画の認定等(第一百七 条―第二十 条)
第四節 賃借人等の居住の安定の確保等に関する措置(第二十一条―第二十四 条)

第六章 雑則(第二十五条―第三十一条)
第七章 罰則(第三十二条―第四十一条 附則)
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、マンション建替組合の設立、権利交換手続による関係権利の変換、危険又は有害な状況にあるマンションの建替えの促進のための特別の措置等マンションの建替えの円滑化等に関する措置を講ずることにより、マンションにおける良好な居住環境の確保を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 マンション 二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものをいう。
二 マンションの建替え 現に存する一又は二

以上のマンションを除却するとともに、当該マンションの敷地(これに隣接する土地を含む。)にマンションを新たに建築することをいう。
三 再建マンション マンションの建替えにより新たに建築されたマンションをいう。
四 マンション建替事業 この法律(第五章を除く。)で定めるところに従って行われるマンションの建替えに関する事業及びこれに附帯する事業をいう。
五 施行者 マンション建替事業を施行する者をいう。
六 施行マンション マンション建替事業を施行する現に存するマンションをいう。
七 施行再建マンション マンション建替事業の施行により建築された再建マンションをいう。

八 区分所有者 建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。)第二条第一項に規定する区分所有者をいう。
九 区分所有者 区分所有法第二条第二項に規定する区分所有者をいう。
十 専有部分 区分所有法第二条第三項に規定する専有部分をいう。
十一 共用部分 区分所有法第二条第四項に規定する共用部分をいう。
十二 マンションの敷地 マンションが所在する土地及び区分所有法第五条第一項の規定によりマンションの敷地とされた土地をいう。
十三 敷地利権 区分所有法第二条第六項に規定する敷地利権をいう。

十四 借地権 建物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。ただし、臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。
十五 借家権 建物の賃借権をいう。ただし、一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。
(国及び地方公共団体の責務)
第三条 国及び地方公共団体は、マンションの建替えの円滑化等を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
(基本方針)
第四条 国土交通大臣は、マンションの建替えの円滑化等に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 マンションの建替えの円滑化等を図るため講ずべき施策の基本的な方向
二 マンションの建替えに向けた区分所有者等の合意形成の促進に関する事項
三 マンション建替事業その他のマンションの建替えに関する事業の円滑な実施に関する事項
四 再建マンションにおける良好な居住環境の確保に関する事項
五 マンションの建替えが行われる場合における従前のマンションに居住していた賃借人(一時使用のための賃借をする者を除く。以下同じ。)及び転出区分所有者(従前のマンションの区分所有者で再建マンションの区分所有者とならないものをいう。以下同じ。)の

居住の安定の確保に関する事項
六 危険又は有害な状況にあるマンションの建替への促進に関する事項
七 その他マンションの建替えの円滑化等に関する重要事項
三 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二章 施行者
第一節 マンション建替事業の施行
第五条 マンション建替組合以下「組合」という。は、マンション建替事業を施行することができる。
二 マンションの区分所有者又はその同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該マンションについてマンション建替事業を施行することができる。

第二節 マンション建替組合
第一款 通則
(法人格)
第六条 組合は、法人とする。
二 民法明治二十九年法律第八十九号(第四十四条第一項、第五十条、第五十四条及び第五十五条の規定は、組合について準用する。
(定款)
第七条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 組合の名称
二 施行マンションの名称及びその所在地
三 マンション建替事業の範囲
四 事務所の所在地
五 参加組合員に関する事項

六 事業に要する経費の分担に関する事項
七 役員の数、任期、職務の分担並びに選挙及び選任の方法に関する事項
八 総会に関する事項
九 総代会を設けるときは、総代及び総代会に関する事項
十 事業年度
十一 公告の方法
十二 その他国土交通省令で定める事項
(名称の使用制限)
第八条 組合は、その名称中に「マンション建替組合」という文字を用いなければならない。
二 組合でない者は、その名称中に「マンション建替組合」という文字を用いてはならない。
第一款 設立等
(設立の認可)
第九条 区分所有法第六十四条の規定により区分所有法第六十二条の建替え決議(以下単に「建替え決議」という。)の内容によりマンションの建替えを行う旨の合意をしたものとみなされた者(マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であつてその後に当該建替え決議の内容により当該マンションの建替えを行う旨の同意をしたものを含む。以下「建替え合意者」という。は、五人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて組合を設立することができる。
二 前項の規定による認可を申請しようとする者は、組合の設立について、建替え合意者の四分の三以上の同意(同意した者の区分所有法第三十八条の議決権の合計が、建替え合意者の同条

の議決権の合計の四分の三以上となる場合に限り、)を得なければならない。
三 前二項の場合において、マンションの一の専有部分が数人の共有に属するときは、その数人を一人の建替え合意者とみなす。
四 同一敷地に存する二以上のマンションについて建替え決議が行われたときは、当該二以上のマンションに係る建替え合意者は、五人以上共同して、第一項の規定による認可を申請することができる。この場合において、第二項中「建替え合意者」とあるのは、「二以上のマンション」との建替え合意者」とする。
五 第一項の規定による認可の申請は、施行マンションとなるべきマンションの所在地の市町村長を経由して行わなければならない。
(事業計画)
第十条 事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、施行マンションの状況、その敷地の区域及びその住戸(人の居住の用に供するマンションの部分)をいう。以下同じ。の状況、施行再建マンションの設計の概要、事業施行期間並びに資金計画を記載しなければならない。
二 事業計画は、建替え決議の内容に適合したものでなければならない。
(事業計画の縦覧及び意見書の処理)
第十一条 都道府県知事は、第九条第一項の規定による認可の申請があつたときは、施行マンションとなるべきマンションの所在地の市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない。ただし、当該申請に關し明らかに次条各号のいずれかに該当しない事実

があり、認可すべきでないと認めるときは、この限りでない。
二 施行マンションとなるべきマンション又はその敷地について権利を有する者は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。
三 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採用すべきでないとき認めるときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。
四 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)中処分についての異議申立ての審理に關する規定を準用する。
五 第九条第一項の規定による認可を申請した者が、第三項の規定により事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事に申告したときは、その修正に係る部分について、更にこの条に規定する手続を行うべきものとする。
(認可の基準)
第十二条 都道府県知事は、第九条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。
一 申請手続が法令に違反するものでないこと。
二 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法

令(事業計画の内容にあつては、前条第三項に規定する都道府県知事の命令を含む。)に違反するものでないこと。

三 施行マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。

四 施行マンションの住戸の規模、構造及び設備の状況にかんがみ、その建替えを行うことが、マンションにおける良好な居住環境の確保のために必要であること。

五 施行再建マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。

六 施行再建マンションの住戸の規模、構造及び設備が、当該住戸に居住すべき者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

七 事業施行期間が適切なものであること。

八 当該マンション建替事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

九 その他基本方針に照らして適切なものであること。

(組合の成立)

第十三条 組合は、第九条第一項の規定による認可により成立する。

(認可の公告等)

第十四条 都道府県知事は、第九条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、施行マンションの名称及びその敷地の区域、事業施行期間その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に施行マンションの名

称及びその敷地の区域並びに施行再建マンションの設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

2 組合は、前項の公告があるまでは、組合の成立又は定款若しくは事業計画をもって、組合員その他の第三者に対抗することができない。

3 市町村長は、第三十八条第六項又は第八十一条の公告の日まで、政令で定めるところにより、第一項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

(区分所有権及び敷地利用権の売渡し請求)

第十五条 組合は、前条第一項の公告の日(その日が区分所有法第六十三条第二項の期間の満了の日前であるときは、当該期間の満了の日)から二月以内に、区分所有法第六十三条第四項に規定する建替えに参加しない旨を回答した区分所有者その承継人を含み、その後建替え合意者となったものを除く。)に対し、区分所有権及び敷地利用権を時価で売り渡すべきことを請求することができる。建替え決議があつた後に当該区分所有者から敷地利用権のみを取得した者(その承継人を含み、その後建替え合意者となったものを除く。)の敷地利用権についても、同様とする。

2 前項の規定による請求は、建替え決議の日から一年以内にしなければならない。ただし、この期間内に請求することができなかったことに正当な理由があるときは、この限りでない。

3 区分所有法第六十三条第五項から第七項までの規定は、第一項の規定による請求があつた場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第四項」とあるのは、「マンションの

建替えの円滑化等に関する法律第十五条第一項」と読み替へるものとする。

第三款 管理

(組合員)

第十六条 施行マンションの建替え合意者(その承継人(組合を除く。)を含む。)は、すべて組合の組合員とする。

2 マンションの一の専有部分が数人の共有に属するときは、その数人を一人の組合員とみなす。

(参加組合員)

第十七条 前条に規定する者のほか、組合が施行するマンション建替事業に参加することを希望し、かつ、それに必要な資力及び信用を有する者であつて、定款で定められたものは、参加組合員として、組合の組合員となる。

(組合員名簿の作成等)

第十八条 第九条第一項の認可を受けた者は、第十四条第一項の公告後、遅滞なく、組合員の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに建替え合意者である組合員又は参加組合員の別その他国土交通省令で定める事項を記載した組合員名簿を作成しなければならない。

2 第九条第一項の認可を受けた者又は理事長は、次項の規定による通知を受けたとき、又は組合員名簿の記載事項の変更を知ったときは、遅滞なく、組合員名簿に必要な変更を加えなければならない。

3 組合員は、組合員名簿の記載事項に変更を生じたときは、その旨を組合に通知しなければならない。

(組合員の権利義務の移転)

第十九条 施行マンションについて組合員の有する区分所有権又は敷地利用権の全部又は一部を承継した組合員があるときは、従前の組合員がその区分所有権又は敷地利用権の全部又は一部について組合に対して有していた権利義務は、その承継した組合員に移転する。

(役員)

第二十条 組合に、役員として、理事三人以上及び監事二人以上を置く。

2 組合に、役員として、理事長一人を置き、理事の互選によりこれを定める。

(役員の資格、選挙及び選任)

第二十一条 理事及び監事は、組合員(法人にあつては、その役員)のうちから総会で選挙する。ただし、特別の事情があるときは、組合員以外の者のうちから総会で選任することができる。

2 前項本文の規定により選挙された理事若しくは監事が組合員でなくなったとき、又はその理事若しくは監事が組合員である法人の役員である場合において、その法人が組合員でなくなつたとき、若しくはその理事若しくは監事がその法人の役員でなくなつたときは、その理事又は監事は、その地位を失う。

(役員の任期)

第二十二条 理事及び監事の任期は、三年以内とし、補欠の理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事又は監事は、その任期が満了しても、後任の理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(役員の解任請求) 第二十三条 組合員は、総組合員の三分の一以上の連署をもって、その代表者から、組合に対し、理事又は監事の解任の請求をすることができ、 2 前項の規定による請求があったときは、組合は、直ちに、その請求の要旨を公表し、これを組合員の投票に付さなければならない。 3 理事又は監事は、前項の規定による投票において過半数の同意があったときは、その地位を失う。 4 前三項に定めるもののほか、理事及び監事の解任の請求及び第二項の規定による投票に關し必要な事項は、政令で定める。 (役員の職務) 第二十四条 理事長は、組合を代表し、その業務を総理する。 2 理事は、定款の定めるところにより、理事長を補佐して組合の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。 3 定款に特別の定めがある場合を除くほか、組合の業務は、理事の過半数で決する。 4 組合と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が組合を代表する。 5 理事長は、事業年度ごとに事業報告書、収支決算書及び財産目録を作成し、監事の意見書を添えて、これを通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。 6 監事は、理事又は組合の職員と兼ねてはならない。	7 民法第五十九条の規定は、組合の監事の職務について準用する。 (理事長の氏名等の届出及び公告) 第二十五条 組合は、理事長の氏名及び住所を、施行マンシヨンの所在地の市町村長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。 2 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、理事長の氏名及び住所を公告しなければならない。 3 組合は、前項の公告があるまでは、理事長の代表権をもって組合員以外の第三者に対抗することができない。 (総会の組織) 第二十六条 組合の総会は、総組合員で組織する。 第二十七条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。 一 定款の変更 二 事業計画の変更 三 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法 四 経費の収支予算 五 予算をもって定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約 六 賦課金の額及び賦課徴収の方法 七 権利変換計画及びその変更 八 第九十四条第一項の管理規約 九 組合の解散 十 その他定款で定める事項 (総会の招集) 第二十八条 理事長は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。 2 理事長は、必要があるときは、いつでも、臨時総会を招集することができる。 3 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出して総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあった日から起算して二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。 4 前項の規定による請求があった場合において、理事長が正当な理由がないのに総会を招集しないときは、監事は、同項の期間経過後十日以内に臨時総会を招集しなければならない。 5 第九条第一項の規定による認可を受けた者は、その認可の公告があった日から起算して三十日以内に、最初の理事及び監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなければならない。 6 総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の五日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を組合員に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、二日前までにこれらの事項を組合員に通知して、総会を招集することができる。 (総会の議事等) 第二十九条 総会は、総組合員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができず、その議事は、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。 2 議長は、総会において選任する。 3 議長は、組合員として総会の議決に加わるこ
とができない。ただし、次条の規定による議決については、この限りでない。 4 総会においては、前条第六項の規定によりあらかじめ通知した会議の目的である事項についてのみ議決することができる。 (特別の議決) 第三十条 第二十七条第一号及び第二号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項並びに同条第八号及び第九号に掲げる事項は、組合員の議決権及び持分割合(組合の専有部分が存しないものとして算定した施行マンシヨンについての区分所有法第十四条に定める割合をいう。第三項において同じ。)の各四分の三以上で決する。 2 権利変換期日以後における前項の規定の適用については、同項中「組合」とあるのは「組合及び参加組合員」と、「施行マンシヨン」とあるのは「施行再建マンシヨン」とする。 3 第二十七条第七号に掲げる事項は、組合員の議決権及び持分割合の各五分の四以上で決する。 (総代会) 第三十一条 組合員数が五十人を超える組合は、総会に代わってその権限を行わせるために総代会を設けることができる。 2 総代会は、総代をもって組織するものとし、総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。ただし、組合員の総数が二百人を超える組合にあっては、二十人以上であることをもって足りる。 3 総代会が総会に代わって行う権限は、次の各号のいずれかに該当する事項以外の事項に関する総会の権限とする。	とができない。ただし、次条の規定による議決については、この限りでない。 4 総会においては、前条第六項の規定によりあらかじめ通知した会議の目的である事項についてのみ議決することができる。 (特別の議決) 第三十条 第二十七条第一号及び第二号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項並びに同条第八号及び第九号に掲げる事項は、組合員の議決権及び持分割合(組合の専有部分が存しないものとして算定した施行マンシヨンについての区分所有法第十四条に定める割合をいう。第三項において同じ。)の各四分の三以上で決する。 2 権利変換期日以後における前項の規定の適用については、同項中「組合」とあるのは「組合及び参加組合員」と、「施行マンシヨン」とあるのは「施行再建マンシヨン」とする。 3 第二十七条第七号に掲げる事項は、組合員の議決権及び持分割合の各五分の四以上で決する。 (総代会) 第三十一条 組合員数が五十人を超える組合は、総会に代わってその権限を行わせるために総代会を設けることができる。 2 総代会は、総代をもって組織するものとし、総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。ただし、組合員の総数が二百人を超える組合にあっては、二十人以上であることをもって足りる。 3 総代会が総会に代わって行う権限は、次の各号のいずれかに該当する事項以外の事項に関する総会の権限とする。

一 理事及び監事の選挙又は選任 二 前条の規定に従って議決しなければならない事項	4 第二十八条第一項から第四項まで及び第六項並びに第二十九条(第三項ただし書を除く。)の規定は、総代会について準用する。 5 総代会が設けられた組合においては、理事長は、第二十八条第一項の規定にかかわらず、通常総会を招集することを要しない。 (総代) 第三十二条 総代は、定款で定めるところにより、組合員が組合員(法人にあっては、その役員)のうちから選挙する。 2 総代の任期は、三年を超えない範囲内において定款で定める。補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。 3 第二十一条第二項及び第二十三条の規定は、総代について準用する。 (議決権及び選挙権) 第三十三条 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。 2 組合員は書面又は代理人をもって、総代は書面をもって、議決権及び選挙権を行使することができる。 3 前項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第二十九条第一項(第三十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、出席者とみなす。 4 代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができない。 5 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出	しなければならない。 6 民法第六十六条の規定は、組合員の議決権について準用する。 (定款又は事業計画の変更) 第三十四条 組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。 2 第九条第二項及び第三項の規定は組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンションに追加しようとする同一敷地に存するマンションがある場合に、第十一条の規定は事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)の認可の申請があった場合に、第九条第五項、第十二条及び第十四条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第九条第二項中「建替え合意者」とあるのは「新たに施行マンションとなるべきマンションの建替え合意者(新たに施行マンションとなるべきマンションが二以上ある場合にあつては、当該二以上のマンションごとの建替え合意者)」と、同条第五項中「施行マンションとなるべきマンション」とあるのは「施行マンション又は新たに施行マンションとなるべきマンション」と、第十一条第一項中「施行マンション」とあるのは「施行マンション及び新たに施行マンションとなるべきマンション」と、同条第二項中「施行マンション」とあるのは「施行マンション又はその敷地」とあるのは「施行マンション若しくは新たに施行マンションとなるべきマンション又はそれらの敷地」と、第十四条第二項中「組合の成立又は定款若しくは事業	計画」とあるのは「定款又は事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第三十四条第一項の規定による認可があつた際に従前から組合員であつた者以外の」と読み替へるものとする。 3 組合は、事業に要する経費の分担に関し定款若しくは事業計画を変更しようとする場合又は定款及び事業計画の対象とされた二以上の施行マンションの数を縮減しようとする場合において、マンション建替事業の施行のための借入金があるときは、その変更又は縮減についてその債権者の同意を得なければならない。 4 第十五条の規定は、組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンションを追加した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十四条第二項において準用する前条第一項」と、「区分所有者」とあるのは「新たに追加された施行マンションの区分所有者」と、同条第三項中「第十五条第一項」とあるのは「第三十四条第四項において準用する同法第十五条第一項」と読み替へるものとする。 (経費の賦課徴収) 第三十五条 組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として参加組合員以外の組合員に対して金銭を賦課徴収することができる。 2 賦課金の額は、組合員の有する施行マンション(権利変換期日以後においては、施行再建マンション)の専有部分の位置、床面積等を考慮して公平に定めなければならない。 3 組合員は、賦課金の納付について、相殺をもって組合に対抗することができない。	4 組合は、組合員が賦課金の納付を怠ったときは、定款で定めるところにより、その組合員に対して過怠金を課することができ。 (参加組合員の負担金及び分担金) 第三十六条 参加組合員は、国土交通省令で定めるところにより、権利変換計画の定めるところに従い取得することとなる施行再建マンションの区分所有権及び敷地利用権の価額に相当する額の負担金並びに組合のマンション建替事業に要する経費に充てるための分担金を組合に納付しなければならない。 2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の負担金及び分担金について準用する。 (審査委員) 第三十七条 組合に、この法律及び定款で定める権限を行わせるため、審査委員三人以上を置く。 2 審査委員は、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができ者のうちから総会で選任する。 3 前二項に規定するもののほか、審査委員に關し必要な事項は、政令で定める。 第四款 解散 (解散) 第三十八条 組合は、次に掲げる理由により解散する。 一 設立についての認可の取消し 二 総会の議決 三 事業の完成又はその完成の不能 2 前項第二号の議決は、権利変換期日前に限り行うことができるものとする。	4 組合は、組合員が賦課金の納付を怠ったときは、定款で定めるところにより、その組合員に対して過怠金を課することができ。 (参加組合員の負担金及び分担金) 第三十六条 参加組合員は、国土交通省令で定めるところにより、権利変換計画の定めるところに従い取得することとなる施行再建マンションの区分所有権及び敷地利用権の価額に相当する額の負担金並びに組合のマンション建替事業に要する経費に充てるための分担金を組合に納付しなければならない。 2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の負担金及び分担金について準用する。 (審査委員) 第三十七条 組合に、この法律及び定款で定める権限を行わせるため、審査委員三人以上を置く。 2 審査委員は、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができ者のうちから総会で選任する。 3 前二項に規定するもののほか、審査委員に關し必要な事項は、政令で定める。 第四款 解散 (解散) 第三十八条 組合は、次に掲げる理由により解散する。 一 設立についての認可の取消し 二 総会の議決 三 事業の完成又はその完成の不能 2 前項第二号の議決は、権利変換期日前に限り行うことができるものとする。	しなければならない。 6 民法第六十六条の規定は、組合員の議決権について準用する。 (定款又は事業計画の変更) 第三十四条 組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。 2 第九条第二項及び第三項の規定は組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンションに追加しようとする同一敷地に存するマンションがある場合に、第十一条の規定は事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)の認可の申請があった場合に、第九条第五項、第十二条及び第十四条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第九条第二項中「建替え合意者」とあるのは「新たに施行マンションとなるべきマンションの建替え合意者(新たに施行マンションとなるべきマンションが二以上ある場合にあつては、当該二以上のマンションごとの建替え合意者)」と、同条第五項中「施行マンションとなるべきマンション」とあるのは「施行マンション又は新たに施行マンションとなるべきマンション」と、第十一条第一項中「施行マンション」とあるのは「施行マンション及び新たに施行マンションとなるべきマンション」と、同条第二項中「施行マンション」とあるのは「施行マンション又はその敷地」とあるのは「施行マンション若しくは新たに施行マンションとなるべきマンション又はそれらの敷地」と、第十四条第二項中「組合の成立又は定款若しくは事業	計画」とあるのは「定款又は事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第三十四条第一項の規定による認可があつた際に従前から組合員であつた者以外の」と読み替へるものとする。 3 組合は、事業に要する経費の分担に関し定款若しくは事業計画を変更しようとする場合又は定款及び事業計画の対象とされた二以上の施行マンションの数を縮減しようとする場合において、マンション建替事業の施行のための借入金があるときは、その変更又は縮減についてその債権者の同意を得なければならない。 4 第十五条の規定は、組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンションを追加した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十四条第二項において準用する前条第一項」と、「区分所有者」とあるのは「新たに追加された施行マンションの区分所有者」と、同条第三項中「第十五条第一項」とあるのは「第三十四条第四項において準用する同法第十五条第一項」と読み替へるものとする。 (経費の賦課徴収) 第三十五条 組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として参加組合員以外の組合員に対して金銭を賦課徴収することができる。 2 賦課金の額は、組合員の有する施行マンション(権利変換期日以後においては、施行再建マンション)の専有部分の位置、床面積等を考慮して公平に定めなければならない。 3 組合員は、賦課金の納付について、相殺をもって組合に対抗することができない。	しなければならない。 6 民法第六十六条の規定は、組合員の議決権について準用する。 (定款又は事業計画の変更) 第三十四条 組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。 2 第九条第二項及び第三項の規定は組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンションに追加しようとする同一敷地に存するマンションがある場合に、第十一条の規定は事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)の認可の申請があった場合に、第九条第五項、第十二条及び第十四条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第九条第二項中「建替え合意者」とあるのは「新たに施行マンションとなるべきマンションの建替え合意者(新たに施行マンションとなるべきマンションが二以上ある場合にあつては、当該二以上のマンションごとの建替え合意者)」と、同条第五項中「施行マンションとなるべきマンション」とあるのは「施行マンション又は新たに施行マンションとなるべきマンション」と、第十一条第一項中「施行マンション」とあるのは「施行マンション及び新たに施行マンションとなるべきマンション」と、同条第二項中「施行マンション」とあるのは「施行マンション又はその敷地」とあるのは「施行マンション若しくは新たに施行マンションとなるべきマンション又はそれらの敷地」と、第十四条第二項中「組合の成立又は定款若しくは事業	しなければならない。 6 民法第六十六条の規定は、組合員の議決権について準用する。 (定款又は事業計画の変更) 第三十四条 組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。 2 第九条第二項及び第三項の規定は組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンションに追加しようとする同一敷地に存するマンションがある場合に、第十一条の規定は事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)の認可の申請があった場合に、第九条第五項、第十二条及び第十四条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第九条第二項中「建替え合意者」とあるのは「新たに施行マンションとなるべきマンションの建替え合意者(新たに施行マンションとなるべきマンションが二以上ある場合にあつては、当該二以上のマンションごとの建替え合意者)」と、同条第五項中「施行マンションとなるべきマンション」とあるのは「施行マンション又は新たに施行マンションとなるべきマンション」と、第十一条第一項中「施行マンション」とあるのは「施行マンション及び新たに施行マンションとなるべきマンション」と、同条第二項中「施行マンション」とあるのは「施行マンション又はその敷地」とあるのは「施行マンション若しくは新たに施行マンションとなるべきマンション又はそれらの敷地」と、第十四条第二項中「組合の成立又は定款若しくは事業
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

3 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。

4 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

5 前項の規定による認可の申請は、施行マンシヨンの所在地の市町村長を経由して行わなければならない。

6 都道府県知事は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は第四項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

7 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもって組合員以外の第三者に対抗することができない。

(清算人)

第三十九条 組合が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、総会で他の者を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第四十条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の現況を調査し、財産目録を作成し、及び財産処分の方法を定め、財産目録及び財産処分の方法について総会の承認を求めなければならない。

(残余財産の処分制限)

第四十一条 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。

(決算報告)

第四十二条 清算人は、清算事務が終わったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第四十三条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十条まで及び第八十二条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二段及び第三項、第三百三十六条、第三百三十七条前段並びに第三百三十八条の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律第三十九条」と読み替えるものとする。

第五款 税法上の特例

第四十四条 組合は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第三項及び第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(マンション建替組合を除く。)」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(マンション建替組合を含む。)」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(マンション建替組合を除く。)」とする。

2 組合は、消費税法(昭和六十二年法律第百八

号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第三節 個人施行者

(施行の認可)

第四十五条 第五条第二項の規定によりマンション建替事業を施行しようとする者は、一人で施行しようとする者にあつては規模及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、そのマンション建替事業について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の規定による認可を申請しようとする者は、その者以外に施行マンションとなるべきマンション又はその敷地(これに隣接する土地を合わせて施行再建マンションの敷地とする場合における当該土地(以下「隣接施行敷地」という。を含む。))について権利を有する者があるときは、事業計画についてこれらの者の同意を得なければならない。ただし、その権利をもって認可を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。

3 前項の場合において、施行マンションとなるべきマンション又はその敷地(隣接施行敷地を含む。以下この項において同じ。))について権利を有する者のうち、区分所有権、敷地利用権、敷地の所有権及び借地権並びに借家権以外の権利(以下「区分所有権等以外の権利」という。)を有する者から同意を得られないとき、又はその者を確知することができないときは、その同意を得られない理由又は確知することができない

理由を記載した書面を添えて、第一項の規定による認可を申請することができる。

(規程又は規約)

第四十六条 前条第一項の規程又は規約には、次の各号(規程にあつては、第四号から第六号までを除く。)に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 施行マンションの名称及びその所在地
- 二 マンション建替事業の範囲
- 三 事務所のある地
- 四 事業に要する経費の分担に関する事項
- 五 業務を代表して行う者を定めるときは、その職名、定数、任期、職務の分担及び選任の方法に関する事項
- 六 会議に関する事項
- 七 事業年度
- 八 公告の方法
- 九 その他国土交通省令で定める事項(事業計画)

第四十七条 事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、施行マンションの状況、その敷地の区域及びその住戸の状況、施行再建マンションの設計の概要及びその敷地の区域、事業施行期間並びに資金計画を記載しなければならない。

2 施行マンションとなるべきマンションに建替え決議があるときは、事業計画は、当該建替え決議の内容に適合したものでなければならない。

(認可の基準)

第四十八条 都道府県知事は、第四十五条第一項

の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反するものでないこと。

- 二 規程若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。

- 三 施行再建マンションの敷地とする隣接施行敷地に建築物その他の工作物が存しないこと又はこれに存する建築物その他の工作物を除却し、若しくは移転することができることが確実であること。

- 四 事業計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があること。

- 五 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。

- 六 第十二条第三号から第九号までに掲げる基準に適合すること。

(施行の認可の公告等)

第四十九条 都道府県知事は、第四十五条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の氏名又は名称、施行再建マンションの名称及びその敷地の区域、施行再建マンションの敷地の区域、事業施行期間その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に施行再建マンションの名称及びその敷地の区域並びに施行再建マンションの設計の概要及びその敷地の区域を表示する図書を送付しなければならない。

2 第五条第二項の規定による施行者(以下「個人

施行者」という。)は、前項の公告があるまでは、施行者として、又は規程若しくは規約若しくは事業計画をもって第三者に対抗することができない。

- 3 市町村長は、第五十四条第三項において準用する第一項、第八十一条又は第九十九条第三項の公告の日まで、政令で定めるところにより、第一項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

(規程又は規約及び事業計画の変更)

第五十条 個人施行者は、規程若しくは規約又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

- 2 第九条第五項、第四十五条第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、第九条第五項中「施行マンションとなるべきマンション」とあるのは「施行マンション又は新たに施行マンションとなるべきマンション」と、第四十五条第二項及び第三項中「施行マンションとなるべきマンション又はその敷地」とあるのは「施行マンション若しくは新たに施行マンションとなるべきマンション」と、前条第二項中「施行者として、又は規程若しくは規約若しくは事業計画をもって」とあるのは「規程若しくは規約又は事業計画の変更をもって」と読み替へるものとする。

- 3 第三十四条第三項の規定は、事業に要する経費の分担に関し規程若しくは規約若しくは事業計画を変更しようとする場合又は規程若しくは規約及び事業計画の対象とされた二以上の施行

マンションの数を縮減しようとする場合について準用する。

(施行者の変動)

第五十一条 個人施行者について相続、合併その他の一般承継があつた場合において、その一般承継人が施行者以外の者であるときは、その一般承継人は、施行者となる。

- 2 施行マンションについて、個人施行者の有する区分所有権又は敷地利用権の全部又は一部を施行者以外の者(前項に規定する一般承継人を除く。)が承継したときは、その者は、施行者となる。

- 3 一人で施行するマンション建替事業において、前二項の規定により施行者が数人となつたときは、そのマンション建替事業は、第五条第二項の規定により数人共同して施行するマンション建替事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、第四十五条第一項の規約を定め、その規約について都道府県知事の認可を受けなければならない。

- 4 前項の規定による認可の申請は、施行マンションの所在地の市町村長を経由して行わなければならない。

- 5 数人共同して施行するマンション建替事業において、当該施行者について一般承継があり、又は当該施行者の有する区分所有権又は敷地利用権の一般承継以外の事由による承継があつたことにより施行者が一人となつたときは、そのマンション建替事業は、第五条第二項の規定により一人で施行するマンション建替事業となるものとする。この場合において、当該マンション建替事業について定められていた規約のうち

ち、規程に記載すべき事項に相当する事項は、当該マンション建替事業に係る規程としての効力を有するものとし、その他の事項はその効力を失うものとする。

- 6 個人施行者について一般承継があり、又は個人施行者の有する区分所有権若しくは敷地利用権の一般承継以外の事由による承継があつたことにより施行者に変動を生じたとき(第三項前段に規定する場合を除く。)は、施行者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行マンションの所在地の市町村長を経由して、新たに施行者となつた者の氏名又は名称及び住所並びに施行者でなくなつた者の氏名又は名称を都道府県知事に届け出なければならない。

- 7 都道府県知事は、第三項後段の規定により定められた規約について認可したときは新たに施行者となつた者の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項を、前項の規定による届出を受理したときは新たに施行者となつた者及び施行者でなくなつた者の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項を、遅滞なく、公告しなければならない。

- 8 個人施行者は、前項の公告があるまでは、施行者の変動、第三項後段の規定により定めた規約又は第五項後段の規定による規約の一部の失効をもって第三者に対抗することができない。

(施行者の権利義務の移転)

第五十二条 個人施行者について一般承継があつたときは、その施行者がマンション建替事業に関して有する権利義務(その施行者が当該マンション建替事業に関し、行政庁の認可、許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。

以下この条において同じ。は、その一般承継人に移転する。

2 前項に規定する場合を除き、個人施行者の有する区分所有権又は敷地利用権の全部又は一部を承継した者があるときは、その施行者がその区分所有権又は敷地利用権の全部又は一部についてマンション建替事業に關して有する権利義務は、その承継した者に移転する。

(審査委員)

第五十三条 個人施行者は、都道府県知事の承認を受けて、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができ者のうちから、この法律及び規程又は規約で定める権限を行う審査委員三人以上を選任しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、審査委員に關し必要な事項は、政令で定める。

(マンション建替事業の廃止及び終了)

第五十四条 個人施行者は、マンション建替事業を、事業の完成の不能により廃止し、又は終了しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その廃止又は終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 個人施行者は、事業の完成の不能によりマンション建替事業を廃止しようとする場合において、その者にマンション建替事業の施行のための借入金があるときは、その廃止についてその債権者の同意を得なければならない。

3 第九条第五項並びに第四十九条第一項図書の送付に係る部分を除く。及び第二項の規定は、第一項の規定による認可について準用する。この場合において、第九条第五項中「施行

マンションとなるべきマンション」とあるのは「施行マンション」と、第四十九条第二項中「施行者」として、又は規程若しくは規約若しくは事業計画をもって」とあるのは「マンション建替事業の廃止又は終了をもって」と読み替えるものとする。

第三章 マンション建替事業

第一節 権利変換手続

第一款 手続の開始

(権利変換手続開始の登記)

第五十五条 施行者は、次に掲げる公告があったときは、遅滞なく、登記所に、施行マンションの区分所有権及び敷地利用権(既登記のものに限る。)並びに隣接施行敷地の所有権及び借地権(既登記のものに限る。)について、権利変換手続開始の登記を申請しなければならない。

一 組合が施行するマンション建替事業にあつては、第十四条第一項の公告又は新たな施行マンションの追加に係る事業計画の変更の認可の公告

二 個人施行者が施行するマンション建替事業にあつては、その施行についての認可の公告又は新たな施行マンションの追加に係る事業計画の変更の認可の公告

2 前項の登記があつた後においては、当該登記に係る施行マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を有する者(組合が施行するマンション建替事業にあつては、組合員に限る。)又は当該登記に係る隣接施行敷地の所有権若しくは借地権を有する者は、これらの権利を処分するときは、国土交通省令で定めるところにより、施行者の承認を得なければならない。

3 施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。

4 第二項の承認を得ないでした処分は、施行者に対抗することができない。

5 権利変換期日前において第三十八条第六項、前条第三項において準用する第四十九条第一項又は第九十九条第三項の公告があつたときは、施行者組合にあつては、その清算人は、遅滞なく、登記所に、権利変換手続開始の登記の抹消を申請しなければならない。

(権利変換を希望しない旨の申出等)

第五十六条 第十四条第一項の公告又は個人施行者の施行の認可の公告があつたときは、施行マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者は、その公告があつた日から起算して三十日以内に、施行者に対し、第七十条第一項及び第七十一条第二項の規定による権利の変換を希望せず、自己の有する区分所有権又は敷地利用権に代えて金銭の給付を希望する旨を申し出ることができる。

2 前項の区分所有権又は敷地利用権について仮登記上の権利、買戻しの特約その他権利の消滅に關する事項の定め登記若しくは処分の制限の登記があるときは、又は同項の未登記の借地権の存否若しくは帰属について争いがあるときは、それらの権利者又は争いの相手方の同意を得なければ、同項の規定による金銭の給付の希望を申し出ることができない。

3 施行マンションについて借家権を有する者(その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者)は、第一項の期

間内に施行者に対し、第七十一条第三項の規定による借家権の取得を希望しない旨を申し出ることができる。

4 施行者が組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第一項又は前項の規定による申出は、第九条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

5 第一項の期間経過後六月以内に権利変換計画について次条第一項後段の規定による認可が行われないときは、当該六月の期間経過後三十日以内に、第一項若しくは第三項の規定による申出を撤回し、又は新たに第一項若しくは第三項の規定による申出をすることができる。その三十日の期間経過後更に六月を経過しても同条第一項後段の規定による認可が行われないときも、同様とする。

6 定款又は規程若しくは規約及び事業計画を変更して新たに施行マンションを追加した場合においては、前項前段中「第一項の期間経過後六月以内に権利変換計画について次条第一項後段の規定による認可が行われないときは、当該六月の期間経過後」とあるのは、「新たな施行マンションの追加に係る定款又は規程若しくは規約及び事業計画の変更の認可の公告があつたときは、その公告があつた日から起算して」とする。

7 第一項、第三項又は前二項の申出又は申出の撤回は、国土交通省令で定めるところにより、書面で行わなければならない。

第二款 権利変換計画

(権利変換計画の決定及び認可)

第五十七条 施行者は、前条の規定による手続に

必要な期間の経過後、遅滞なく、権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 施行者は、前項後段の規定による認可を申請しようとするときは、権利変換計画について、あらかじめ、組合にあっては総会の議決を経るとともに施行マンション又はその敷地について権利を有する者(組合員を除く。)の同意を得、個人施行者にあつては施行マンション又はその敷地(隣接施行敷地を含む。)について権利を有する者の同意を得なければならない。ただし、その権利をもって施行者に対抗することができない者については、この限りでない。

3 前項の場合において、区分所有権等以外の権利を有する者から同意を得られないときは、その同意を得られない理由及び同意を得られない者の権利に関し損害を与えないようにするための措置を記載した書面を添えて、第一項後段の規定による認可を申請することができる。

4 第二項の場合において、区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないときは、その確知することができない理由を記載した書面を添えて、第一項後段の規定による認可を申請することができる。

(権利変換計画の内容)

第五十八条 権利変換計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 施行再建マンションの配置設計
- 二 施行マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者で、当該権利に対応して、施行

再建マンションの区分所有権又は敷地利用権を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所

三 前号に掲げる者が施行マンションについて有する区分所有権又は敷地利用権及びその価額

四 第二号に掲げる者に前号に掲げる区分所有権又は敷地利用権に対応して与えられることとなる施行再建マンションの区分所有権又は敷地利用権の明細及びその価額の概算額

五 第三号に掲げる区分所有権又は敷地利用権について先取特権、質権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定め(登記又は処分の制限の登記(以下「担保権等の登記」と総称する。))に係る権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びにその権利

六 前号に掲げる者が施行再建マンションの区分所有権又は敷地利用権の上に有することとなる権利

七 施行マンションについて借家権を有する者(その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者で、当該権利に対応して、施行再建マンションについて借家権を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所

八 前号に掲げる者に借家権が与えられることとなる施行再建マンションの部分

九 施行者が施行再建マンションの部分を買貸する場合における標準家賃の概算額及び家賃以外の借家条件の概要

十 施行マンションに関する権利又はその敷地

利用権を有する者で、この法律の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、施行再建マンションに関する権利又はその敷地利用権を与えられないものの氏名又は名称及び住所、失われる施行マンションに関する権利又はその敷地利用権並びにその価額

十一 隣接施行敷地の所有権又は借地権を有する者で、この法律の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、又は当該権利の上に敷地利用権が設定されることとなるものの氏名又は名称及び住所、その権利並びにその価額又は減価額

十二 組合の参加組合員に与えられることとなる施行再建マンションの区分所有権及び敷地利用権の明細並びにその参加組合員の氏名又は名称及び住所

十三 第四号及び前号に掲げるもののほか、施行再建マンションの区分所有権又は敷地利用権の明細、その帰属及びその処分の方法

十四 施行マンションの敷地であつた土地で施行再建マンションの敷地とならない土地(以下「保留敷地」という。)の所有権又は借地権の明細、その帰属及びその処分の方法

十五 補償金の支払又は清算金の徴収に係る利子又はその決定方法

十六 権利変換期日、施行マンションの明渡し

十七 その他国土交通省令で定める事項

2 施行マンションに関する権利若しくはその敷地利用権又は隣接施行敷地の所有権若しくは借地権に関して争いがある場合において、その権

利の存否又は帰属が確定しないときは、当該権利が存するものとして、又は当該権利が現在の名義人(当該名義人に対して第十五条第一項(第三十四条第四項)において準用する場合を含む。)若しくは第六十四条第一項(第六十六条において準用する場合を含む。)又は区分所有第六十六条第四項の規定による請求があつた場合においては、当該請求をした者に属するものとして権利変換計画を定めなければならない。

3 区分所有第六十三条第五項(第十五条第三項(第三十四条第四項)において準用する場合を含む。))において準用する場合(含む。))により、裁判所から建物の明渡しにつき相当の期限を許与された区分所有者がいるときは、第一項第十六号の施行マンションの明渡しの予定時期は、当該期限の日以降となるように定めなければならない。

(権利変換計画の決定基準)

第五十九条 権利変換計画は、関係権利者間の利害の衡平に十分の考慮を払って定めなければならない。

(区分所有権及び敷地利用権等)

第六十条 権利変換計画においては、第五十六条第一項の申出をした者を除き、施行マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者に対しては、施行再建マンションの区分所有権又は敷地利用権が与えられるように定めなければならない。組合の定款により施行再建マンションの区分所有権及び敷地利用権が与えられるように定められた参加組合員に対しては、同様とする。

2 前項前段に規定する者に対して与えられる施

行再建マンシヨンの区分所有権又は敷地利用権は、それらの者が有する施行マンシヨンの専有部分の位置、床面積、環境、利用状況等又はその敷地利用権の地積若しくはその割合等とそれらの者に与えられる施行再建マンシヨンの専有部分の位置、床面積、環境等又はその敷地利用権の地積若しくはその割合等を総合的に勘案して、それらの者の相互間の衡平を書しないうに定めなければならない。

3 権利変換計画においては、第一項の規定により与えられるように定められるもの以外の施行再建マンシヨンの区分所有権及び敷地利用権並びに保留敷地の所有権又は借地権は、施行者に帰属するように定めなければならない。

4 権利変換計画においては、第五十六条第三項の申出をした者を除き、施行マンシヨンの区分所有者から施行マンシヨンについて借家権の設定を受けている者(その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けている者)に対しては、第一項の規定により当該施行マンシヨンの区分所有者に与えられることとなる施行再建マンシヨンの部分について、借家権が与えられるように定めなければならない。ただし、施行マンシヨンの区分所有者が第五十六条第一項の申出をしたときは、前項の規定により施行者に帰属することとなる施行再建マンシヨンの部分について、借家権が与えられるように定めなければならない。

(担保権等の登記に係る権利)
第六十一条 施行マンシヨンの区分所有権又は敷地利用権について担保権等の登記に係る権利が存するときは、権利変換計画においては、当該

担保権等の登記に係る権利は、その権利の目的たる施行マンシヨンの区分所有権又は敷地利用権に対応して与えられるものとして定められた施行再建マンシヨンの区分所有権又は敷地利用権の上に存するものとして定めなければならない。

2 前項の場合において、関係権利者間の利害の衡平を図るため必要があるときは、施行者は、当該存するものとして定められる権利につき、これらの者の意見を聴いて、必要な定めをすることが出来る。

(施行マンシヨンの区分所有権等の価額の算定基準)
第六十二条 第五十八条第一項第三号、第十号又は第十一号の価額又は減価額は、第五十六条第一項又は第五項(同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額とする。

(施行再建マンシヨンの区分所有権の価額等の概算額の算定基準)
第六十三条 権利変換計画においては、第五十八条第一項第四号又は第九号の概算額は、国土交通省令で定めるところにより、マンシヨン建替事業に要する費用及び前条に規定する三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として定めなければならない。

(権利変換計画に関する総会の議決に賛成しなかった組合員に対する売渡し請求等)
第六十四条 組合員において、権利変換計画について総会の議決があったときは、組合は、当該議決があった日から二月以内に、当該議決に賛成しなかった組合員に対し、区分所有権及び敷地利用権を時価で売り渡すべきことを請求することが出来る。

2 区分所有法第六十三条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、同条第六項中「第四項」とあるのは、「マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律第六十四条第一項」と読み替えるものとする。

3 組合において、権利変換計画について総会の議決があったときは、当該議決に賛成しなかった組合員は、当該議決があった日から二月以内に、組合に対し、区分所有権及び敷地利用権を時価で買い取るべきことを請求することが出来る。

(認可の基準)
第六十五条 都道府県知事は、第五十七条第一項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

- 一 申請手続又は権利変換計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。
- 二 施行マンシヨンに建替え決議があるときは、当該建替え決議の内容に適合していること。
- 三 権利変換計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があり、かつ、同意を得られない者の権利に関し損害を与えないようにする

るための措置が適切なものであること。
四 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。

五 その他基本方針に照らして適切なものであること。

(権利変換計画の変更)
第六十六条 第五十七条第一項後段及び第二項から第四項まで並びに前二条の規定は、権利変換計画を変更する場合(国土交通省令で定める軽微な変更をする場合を除く。)に準用する。この場合において、第六十四条第一項及び第三項中「権利変換計画」とあるのは「権利変換計画の変更」と、同条第二項中「第六十四条第一項」とあるのは「第六十六条において準用する同法第六十四条第一項」と読み替えるものとする。

(審査委員の関与)
第六十七条 施行者は、権利変換計画を定め、又は変更しようとするとき(国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、審査委員の過半数の同意を得なければならない。

第三款 権利の変換
(権利変換の処分)
第六十八条 施行者は、権利変換計画若しくはその変更の認可を受けたとき、又は権利変換計画について第六十六条の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、及び関係権利者に関係事項を書面で通知しなければならない。

2 権利変換に関する処分は、前項の通知をすることによって行う。

3 権利変換に関する処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

(権利変換期日等の通知)

第六十九条 施行者は、権利変換計画若しくはその変更(権利変換期日に係るものに限る。以下この条において同じ。)の認可を受けたとき、又は第六十六条の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行マンションの所在地の登記所に、権利変換期日その他国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

(敷地に関する権利の変換等)

第七十条 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、施行マンションの敷地利用権は失われ、施行再建マンションの敷地利用権は新たに当該敷地利用権を与えられるべき者が取得する。

2 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、隣接施行敷地の所有権又は借地権は、失われ、又はその上に施行再建マンションの敷地利用権が設定される。

3 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、保留敷地に関しては、当該保留敷地についての従前の施行マンションの敷地利用権が所有権であるときはその所有権を、借地権であるときはその借地権を、施行者が取得する。

4 施行マンションの敷地及び隣接施行敷地に関する権利で前三項及び第七十三条の規定により権利が変換されることのないものは、権利変換期日以後においても、なお従前の土地に存す

る。この場合において、権利変換期日前において、これらの権利のうち地役権又は地上権の登記に係る権利が存していた敷地利用権が担保権等の登記に係る権利の目的となっていたときは、権利変換期日以後においても、当該地役権又は地上権の登記に係る権利と当該担保権等の登記に係る権利との順位は、変わらないものとする。

(施行マンションに関する権利の変換)

第七十一条 権利変換期日において、施行マンションは、施行者に帰属し、施行マンションを目的とする区分所有権以外の権利は、この法律に別段の定めがあるものを除き、消滅する。

2 施行再建マンションの区分所有権は、第八十一条の建築工事の完了の公告の日、権利変換計画の定めるところに従い、新たに施行再建マンションの区分所有権を与えられるべき者が取得する。

3 施行マンションについて借家権を有していた者(その者が更に借家権を設定していたときは、その借家権の設定を受けた者は、第八十一条の建築工事の完了の公告の日、権利変換計画の定めるところに従い、施行再建マンションの部分について借家権を取得する。

(区分所有法の規約とみなす部分)

第七十二条 区分所有法第一条に規定する建物の部分若しくは附属の建物で権利変換計画において施行再建マンションの共用部分と定められたものがあるとき、権利変換計画において定められた施行再建マンションの共用部分の共有持分が区分所有法第十一条第一項若しくは第十四条第一項から第三項までの規定に適合しないとき、又は権利変換計画において定められた施行再建マンションの敷地の割合が区分所有法第二十二條第二項本文の規定に適合しないときは、権利変換計画その定めをした部分は、それぞれ区分所有法第四條第二項、第十一條第二項若しくは第十四條第四項又は第二十二條第二項ただし書の規定による規約とみなす。

(担保権等の移行)

第七十三条 施行マンションの区分所有権又は敷地利用権について存する担保権等の登記に係る権利は、権利変換期日以後は、権利変換計画の定めるところに従い、施行再建マンションの区分所有権又は敷地利用権の上に存するものとする。

(権利変換の登記)

第七十四条 施行者は、権利変換期日後遅滞なく、施行再建マンションの敷地(保留敷地を含む。)につき、権利変換後の土地に関する権利について必要な登記を申請しなければならない。

2 権利変換期日以後においては、施行再建マンションの敷地(保留敷地を含む。)に関しては、前項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。

(補償金)

第七十五条 施行者は、次に掲げる者に対し、その補償として、権利変換期日までに、第六十二条の規定により算定した相当の価額に同条に規定する三十日の期間を経過した日から第六十八条第一項の規定による権利変換計画又はその変更に係る公告(以下「権利変換計画公告」という。)の日までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額に、当該権利変換計画公告の日から

補償金を支払う日までの期間につき権利変換計画で定めるところによる利息を付したものを支払わなければならない。この場合において、その修正率は、国土交通省令で定める方法によって算定するものとする。

一 施行マンションに関する権利又はその敷地利用権を有する者で、この法律の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、施行再建マンションに関する権利又はその敷地利用権を与えられないもの

二 隣接施行敷地の所有権又は借地権を有する者で、この法律の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、又は当該権利の上に敷地利用権が設定されることとなるもの

(補償金の供託)

第七十六条 施行者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条に規定する補償金(利息を含む。以下同じ。)の支払に代えてこれを供託することができる。

一 補償金を受けようとする者がその受領を拒んだとき、又は補償金を受領することができないとき。

二 施行者が過失がなく補償金を受けようとする者を確知することができないとき。

三 施行者が差押え又は仮差押えにより補償金の払渡しを禁じられたとき。

2 施行者は、第五十八条第二項の場合においては、権利変換計画において存するものとされた権利に係る補償金(併存し得ない二以上の権利が存するものとされた場合においては、それらの権利に対する補償金のうち最高額のものの)の

支払に代えてこれを供託しなければならない。

3 施行者は、先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記若しくは買戻しの特約の登記に係る権利の目的物について補償金を支払うときは、これらの権利者のすべてから供託しなくてもよい旨の申出があったときを除き、その補償金を供託しなければならない。

4 前三項の規定による供託は、施行マンシヨンの所在地の供託所にしなければならない。

5 施行者は、第一項から第三項までの規定による供託をしたときは、遅滞なく、その旨を補償金を取得すべき者(その供託が第二項の規定によるものであるときは、争いの当事者)に通知しなければならない。

(物上代位)

第七十七条 前条第三項の先取特権、質権又は抵当権を有する者は、同項の規定により供託された補償金に対してその権利を行うことができる。

(差押え又は仮差押えがある場合の措置)

第七十八条 差押えに係る権利については、第七十五条の規定にかかわらず、施行者は、権利交換期日までに、同条の規定により支払うべき金額を当該差押えによる配当手続を実施すべき機関に払い渡さなければならない。ただし、強制執行若しくは担保権の実行としての競売(その例による競売を含む。以下単に「競売」という。)による代金の納付又は滞納処分による売却代金の支払があった後においては、この限りでない。

2 前項の規定により配当手続を実施すべき機関が払渡しを受けた金銭は、配当に関しては、強

制執行若しくは競売による代金又は滞納処分による売却代金とみなし、その払渡しを受けた時が強制競売又は競売に係る配当要求の終期の到来前であるときは、その時に配当要求の終期が到来したものとみなす。

3 強制競売若しくは競売に係る売却許可決定後代金の納付前又は滞納処分による売却決定後売却代金の支払前に第一項本文の規定による払出しがあったときは、売却許可決定又は売却決定は、その効力を失う。

4 第一項の規定は、仮差押えの執行に係る権利に対する補償金の払出しに準用する。

5 施行者に補償金の支払を命ずる判決が確定したときは、その補償金の支払に関しては、第一項の規定による補償金の例による。この場合において、施行者が補償金を配当手続を実施すべき機関に払い渡したときは、補償金の支払を命ずる判決に基づく給付をしたものとみなす。

6 第一項又は前二項の規定による補償金の裁判所への払渡し及びその払出しがあった場合における強制執行、仮差押えの執行又は競売に関しては、最高裁判所規則で民事執行法(昭和五十四年法律第四号)又は民事保全法(平成元年法律第九十一号)の特例その他必要な事項を、その補償金の裁判所以外の配当手続を実施すべき機関への払渡し及びその払出しがあった場合における滞納処分に関しては、政令で国税徴収法(昭和二十四年法律第四十七号)の特例その他必要な事項を定めることができる。

第四款 施行マンシヨン等の明渡し(占有の継続)

第七十九条 権利交換期日において、第七十一条

第一項の規定により失った権利に基づき施行マンシヨンを占有していた者及びその承継人は、次条第一項の規定により施行者が通知した明渡しの期限までは、従前の用法に従い、その占有を継続することができる。第七十条第二項の規定により、権利を失い、又は敷地利用権を設定された者及びその承継人についても、同様とする。

(施行マンシヨン等の明渡し)

第八十条 施行者は、権利交換期日後マンシヨン建替事業に係る工事のため必要があるときは、施行マンシヨン又はその敷地(隣接施行敷地を含む。)を占有している者に対し、期限を定め、その明渡しを求めることができる。

2 前項の規定による明渡しの期限は、同項の請求をした日の翌日から起算して三十日を経過した後の日でなければならない。

3 第五十八条第三項の規定は、同項の相当の期限を許与された区分所有者に対する第一項の規定による明渡しの期限について準用する。

4 第一項の規定による明渡しの請求があった者は、明渡しの期限までに、施行者に明け渡さなければならない。ただし、第七十五条の補償金の支払を受けるべき者について同条の規定による支払若しくは第七十六条の規定による供託がないとき、第十五条第一項第三十四条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第六十条第一項(第六十六条において準用する場合を含む。)若しくは区分所有法第六十三条第四項の規定による請求を受けた者について当該請求を行った者による代金の支払若しくは提供がないとき、又は第六十四条第三項(第六十六条に

において準用する場合を含む。)の規定による請求を行った者について当該請求を受けた者による代金の支払若しくは提供がないときは、この限りでない。

第五款 工事完了等に伴う措置

(建築工事の完了の公告等)

第八十一条 施行者は、施行再建マンシヨンの建築工事が完了したときは、速やかに、その旨を、公告するとともに、第七十一条第二項又は第三項の規定により施行再建マンシヨンに關し権利を取得する者に通知しなければならない。

(施行再建マンシヨンに關する登記)

第八十二条 施行者は、施行再建マンシヨンの建築工事が完了したときは、遅滞なく、施行再建マンシヨン及び施行再建マンシヨンに關する権利について必要な登記を申請しなければならない。

2 施行再建マンシヨンに關する権利に關しては、前項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。

(借家条件の協議及び裁定)

第八十三条 権利交換計画において施行再建マンシヨンの区分所有権が与えられるように定められた者と当該施行再建マンシヨンについて第六十条第四項本文の規定により借家権が与えられるように定められた者は、家賃その他の借家条件について協議しなければならない。

2 第八十一条の公告の日までに前項の規定による協議が成立しないときは、施行者は、当事者の一方又は双方の申立てにより、審査委員の過半数の同意を得て、次に掲げる事項について裁定することができる。

一 賃借の目的 二 家賃の額、支払期日及び支払方法 三 敷金又は借家権の設定の対価を支払うべきときは、その額 3 施行者は、前項の規定による裁定をするときは、賃借の目的については賃借部分の構造及び賃借人の職業を、家賃の額については賃借人の受けるべき適正な利潤を、その他の事項についてはその地方における一般の慣行を考慮して定めなければならない。 4 第二項の規定による裁定があったときは、裁定の定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。 5 第二項の裁定に関し必要な手続に関する事項は、国土交通省令で定める。 6 第二項の裁定に不服がある者は、その裁定があった日から起算して六十日以内に、訴えをもってその変更を請求することができる。 7 前項の訴えにおいては、当事者の他の一方を被告としなければならない。 (施行再建マンションの区分所有権等の価額の確定) 第八十四条 施行者は、マンション建替事業の工事が完了したときは、速やかに、当該事業に要した費用の額を確定するとともに、政令で定めるところにより、その確定した額及び第六十二条に規定する三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として、施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を取得した者又はその借家権を取得した者(施行者の所有する	施行再建マンションの部分について第六十条第四項ただし書の規定により借家権が与えられるように定められたものに限る。)ことに、施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権の価額又は施行者が賃貸する施行再建マンションの部分の家賃の額を確定し、これらの者にその確定した額を通知しなければならない。 (清算) 第八十五条 前条の規定により確定した施行再建マンションの区分所有権又は敷地利用権の価額とこれを与えられた者がこれに対応する権利として有していた施行マンションの区分所有権又は敷地利用権の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。 (清算金の供託及び物上代位) 第八十六条 前条に規定する施行マンションの区分所有権又は敷地利用権が先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記若しくは買戻しの特約の登記に係る権利の目的となつていたときは、これらの権利者のすべてから供託しなくてもよい旨の申出があつたときを除き、施行者は、同条の規定により交付すべき清算金の交付に代えてこれを供託しなければならない。第七十六条第四項及び第五項の規定は、この場合について準用する。 2 前項の先取特権、質権又は抵当権を有していた者は、同項の規定により供託された清算金に對してその権利を行うことができる。 (清算金の徴収) 第八十七条 第八十五条の規定により徴収すべき清算金は、権利変換計画で定めるところにより	り、利子を付して分割して徴収することができる。 2 施行者は、第八十五条の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。)を滞納する者があるときは、権利変換計画で定めるところにより、利子を付して徴収することができる。 (先取特権) 第八十八条 第八十五条の清算金を徴収する権利を有する施行者は、その納付義務者に与えられる施行再建マンションの区分所有権の上に先取特権を有する。 2 前項の先取特権は、第八十二条第一項の規定による登記の際に清算金の予算額を登記することによつてその効力を保存する。ただし、清算金の額がその予算額を超過するときは、その超過額については存在しない。 3 第一項の先取特権は、不動産工事の先取特権とみなし、前項本文の規定に従つてした登記は、民法第三百三十八条第一項本文の規定に従つてした登記とみなす。 (施行者が取得した権利の処分) 第八十九条 マンション建替事業により施行者が取得した施行再建マンションの区分所有権及び敷地利用権又は保留敷地に関する権利は、施行マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を有していた者又は施行マンションについて借家権を有していた者の居住又は業務の用に供するため特に必要がある場合を除き、原則として、公算により譲渡しなければならない。 第二節 賃借人等の居住の安定の確保に関する施行者等の責務 第九十条 施行者は、基本方針に従つて、施行マ	ンションに居住していた賃借人及び転出区分所有者の居住の安定の確保に努めなければならない。 2 国及び地方公共団体は、基本方針に従つて、施行マンションに居住していた賃借人及び転出区分所有者の居住の安定の確保を図るため必要措置を講ずるよう努めなければならない。 第三節 雑則 (処分、手続等の効力) 第九十一条 施行マンション若しくはその敷地(隣接施行敷地を含む。)又は施行再建マンション若しくはその敷地について権利を有する者の変更があつたときは、この法律又はこの法律に基づく定款、規程若しくは規約の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。 (土地の分割及び合併) 第九十二条 施行者は、マンション建替事業の施行のために必要があるときは、所有者に代わつて土地の分割又は合併の手続をすることができる。 (不動産登記法の特例) 第九十三条 施行マンション及び施行再建マンション並びにこれらの敷地の登記については、政令で、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の特例を定めることができる。 (施行者による管理規約の設定) 第九十四条 施行者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受け、施行再建マン
--	--	--	--

ション、その敷地及びその附属の建物（マンション）建替事業の施行により建築されるものに限る。）の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。

2 前項の管理規約は、区分所有法第三十条第一項の規約とみなす。

（関係簿書の備付け）

第九十五条 施行者は、国土交通省令で定めるところにより、マンション建替事業に関する簿書（組合にあつては、組合員名簿を含む。以下同じ。）をその事務所に備え付けておかなければならない。

2 利害関係者から前項の簿書の閲覧の請求があつたときは、施行者は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

（書類の送付に代わる公告）

第九十六条 施行者は、マンション建替事業の施行に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなく、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもって書類の送付に代えることができる。

2 前項の公告があつたときは、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

第四章 マンション建替事業の監督等 （報告、勧告等）

第九十七条 都道府県知事又は市町村長は、組合

又は個人施行者に対し、その施行するマンション建替事業に関し、この法律第五章を除く。以下この章において同じ。）の施行のため必要限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行するマンション建替事業の円滑な施行を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

2 都道府県知事は、組合又は個人施行者に対し、マンション建替事業の施行の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。

（組合に対する監督）

第九十八条 都道府県知事は、組合の施行するマンション建替事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。

2 都道府県知事は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要限度において、組合のし

た処分の取消し、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

4 都道府県知事は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があつた日から起算して三十日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利変換期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。

5 都道府県知事は、第二十八条第三項の規定により組合員から総会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第三十一条第四項において準用する第二十八条第三項の規定により総代から総代会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総代会を招集しないときも、同様とする。

6 都道府県知事は、第二十三条第一項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならない。第三十二条第三項において準用する第二十三条第一項の規定により、組合員から総代の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。

7 都道府県知事は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若し

くは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。

（個人施行者に対する監督）

第九十九条 都道府県知事は、個人施行者の施行するマンション建替事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は標準、規約、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認めるときは、その施行者に対し、その違反を是正するため必要限度において、その施行者のした処分の取消し、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、個人施行者が前項の規定による命令に従わないときは、権利変換期日前に限り、その施行者に対するマンション建替事業の施行についての認可を取り消すことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により認可を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

4 個人施行者は、前項の公告があるまでは、認可の取消しによるマンション建替事業の廃止をもって第三者に対抗することができない。

（資金の融通等）

第一百条 国及び地方公共団体は、施行者に対し、

マンシヨンの建替事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

(技術的援助の請求)

第百一条 組合、組合を設立しようとする者、個人施行者又は個人施行者となろうとする者は、国土交通大臣、都道府県知事及び市町村長に対し、マンシヨンの建替事業の施行の準備又は施行のために、それぞれマンシヨンの建替事業に関する専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

第五章 危険又は有害な状況にあるマンシヨンの建替えの促進のための特別の措置

第一節 危険又は有害な状況にあるマンシヨンの建替えの勧告等

(危険又は有害な状況にあるマンシヨンの建替えの勧告)

第百二条 市町村長は、構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なものとして国土交通省令で定める基準に該当する住戸が相当数あり、保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンシヨンの区分所有者に令で定める基準に該当するものの区分所有者に対し、当該マンシヨンの建替えを行うべきことを勧告することができる。

2 前項に規定するマンシヨンの一部の区分所有者は、市町村長に対し、当該マンシヨンの他の区分所有者に対し、同項の規定による勧告をするよう要請することができる。

3 市町村長は、第一項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

4 第一項の規定による勧告をした市町村長は、

速やかに、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

5 第一項の規定による勧告をした市町村長は、当該勧告に係るマンシヨンの(以下「勧告マンシヨン」という。)又はその敷地について質権、借家権、使用貸借による権利若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利又は担保権等の登記に係る権利を有する者があるときは、速やかに、これらの者にその旨を通知しなければならない。ただし、過失がなくこれらの者を確知することができないときは、この限りでない。

6 市町村長は、第一項の規定の施行に必要な限度において、マンシヨンの区分所有者に対し、当該マンシヨンの保安上の危険性又は衛生上の有害性に係る事項に関する報告を求め、又はその職員に、マンシヨン若しくはその敷地に立ち入り、当該マンシヨン、その敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

7 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

8 第六項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(代替建築物の提供又はあつせん)

第百三条 勧告マンシヨンの賃借人は、市町村長に対し、当該勧告マンシヨンに代わるべき建築物又はその部分(以下この条において「代替建築物」という。)の提供又はあつせんに要請することができる。

2 勧告マンシヨンの賃借人は、当該勧告マンシヨンに係るマンシヨンの建替え(以下「勧告マンシヨンの建替え」という。)が行われる場合において、当該勧告マンシヨンの賃借人の利用に供すべき代替建築物を提供し、又はあつせんすることが困難であるときは、市町村長に対し、当該代替建築物の提供又はあつせんに要請することができる。

3 勧告マンシヨンの建替えが行われる場合において、当該勧告マンシヨンの転出区分所有者は、市町村長に対し、代替建築物の提供又はあつせんに要請することができる。

4 施行者その他の勧告マンシヨンの建替えを行う者(以下「勧告マンシヨンの建替実施者」という。)は、当該勧告マンシヨンの転出区分所有者の利用に供すべき代替建築物を提供し、又はあつせんすることが困難であるときは、市町村長に対し、当該代替建築物の提供又はあつせんに要請することができる。

5 前各項の規定による要請を受けた市町村長は、当該勧告マンシヨンの賃借人又は転出区分所有者の利用に供すべき代替建築物を提供し、又はあつせんするよう努めなければならない。

第二節 賃借人居住安定計画の認定等

(賃借人居住安定計画の認定)

第百四条 勧告マンシヨンの住戸の賃借人(以下この章において「住戸賃借人」という。)の一人又は数人は、勧告マンシヨンの建替実施者と共同して、当該住戸に居住している賃借人(以下この章において「住戸賃借人」という。)の意見を求め、国土交通省令で定めるところにより、当該勧告マンシヨンについて、当該住戸賃借人の居住の安定の確保及び当該勧告マンシヨンの建替

えに関する計画(以下「賃借人居住安定計画」という。)を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

2 勧告マンシヨンの建替実施者が施行者以外の者である場合にあつては、前項の認定の申請は、当該勧告マンシヨンの区分所有者が当該勧告マンシヨンについて建替え決議が行われた場合にあっては、建替え合意者の全員が共同してしなければならない。

3 第一項の認定を申請しようとする者は、その者及び賃借人居住安定計画に係る住戸賃借人(以下「計画賃借人」という。)以外に当該勧告マンシヨン又はその敷地(これに隣接する土地を合わせて再建マンシヨンの敷地とする場合における当該土地(以下「隣接再建敷地」という。))を含む。について権利を有する者があるときは、賃借人居住安定計画についてその同意を得なければならない。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。

一 第一項の認定を申請しようとする勧告マンシヨンの建替実施者が組合であるときその他勧告マンシヨンについて建替え決議があつたときは、当該勧告マンシヨンの区分所有者

二 第一項の認定を申請しようとする勧告マンシヨンの建替実施者が個人施行者であるときは、第四十五条第二項(第五十条第二項において準用する場合を含む。)の規定により同意を得た者

三 その権利をもって第一項の認定を申請しようとする者に対抗することができない者

4 前項の場合において、同項の規定により同意を得なければならないこととされている者のうち、区分所有権等以外の権利を有する者から同

意を得られないとき、又はその者を確知することができないときは、その同意を得られない理由又は確知することができない理由を記載した書面を添えて、第一項の認定を申請することができる。

5 賃借人居住安定計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 勧告マンションの位置

二 計画賃借人に賃貸している住戸(以下「計画賃貸住戸」という。)の数

三 計画賃貸住戸の規模、構造及び設備並びに家賃

四 計画賃借人の氏名、住所及び世帯構成

五 計画賃貸住戸の従前の管理の状況

六 計画賃借人に提供する計画賃貸住戸に代わるべき住宅(再建マンションの部分)を当該計画賃貸住戸に代わるべき住宅として提供する場合には、当該計画賃貸住戸が明け渡された日から再建マンションの部分を提供する日までの間に必要となる仮住居を含む。以下この章において「賃借人代替住宅」という。)の規模、構造及び設備、家賃並びに所在及び地番

七 計画賃借人により計画賃貸住戸が明け渡された日から勧告マンションを除却する日までの間における当該計画賃貸住戸の管理に関する事項

八 勧告マンションを除却する予定時期

九 勧告マンションの建替えに関する事業の概要及び資金計画

十 第一項の認定を申請した日から当該勧告マンションを除却する日までの間における勧告マンションの計画賃貸住戸以外のそれぞれの

部分の管理に関する事項

十一 その他国土交通省令で定める事項

6 第一項の認定の申請をしようとする勧告マンション建替実施者が施行者である場合においては、当該申請は、第九条第一項又は第四十五条第一項の事業計画を添えてしなければならない。この場合においては、賃借人居住安定計画には、前項第九号に掲げる事項を記載することを要しない。

7 第一項の認定の申請をしようとする勧告マンション建替実施者が施行者である場合において、当該申請が権利変換計画公告の日以後であるときは、当該申請は、権利変換計画(権利変換計画の変更があったときは、その変更後のもの。次項、次条第一項第五号及び第七条第二項において同じ。)を添えてしなければならない。

8 第一項の認定の申請をした勧告マンション建替実施者が施行者である場合において、当該申請の日から当該申請に対する処分の日までの間に権利変換計画公告があったときは、当該申請者は、速やかに、権利変換計画を市町村長に通知しなければならない。

(賃借人居住安定計画の認定基準)

第五十五条 市町村長は、前条第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る賃借人居住安定計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、賃借人居住安定計画の認定をしてはならない。

一 賃借人居住安定計画に係る住戸賃借人(以下「計画賃借人」という。)が、計画賃貸住戸の修繕その他賃借人としてなすべき義務を履行してきていること。

二 計画賃借人ごとに、前条第五項第三号及び第四号に掲げる事項その他計画賃借人に関する状況を勘案して、その規模、構造及び設備並びに家賃が妥当な水準の賃借人代替住宅が、計画賃借人の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内において確保されることが確実であること。

三 前条第一項の認定の申請を受けた日から勧告マンションが除却される日までの間に、当該勧告マンションについて新たな権利が設定されないことが確実であること。

四 勧告マンション建替実施者が施行者以外の者である場合においては、勧告マンションの建替えに関する事業の資金計画が当該事業を遂行するため適切なものであり、当該勧告マンションの建替えが行われることが確実であること。

五 前条第一項の認定の申請をする勧告マンション建替実施者が施行者である場合において、賃借人居住安定計画の認定の日前に権利変換計画公告があったときは、賃借人居住安定計画の内容が権利変換計画の内容に適合するものであること。

2 市町村長は、前条第一項の認定をしようとする場合において、当該賃借人居住安定計画に公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅(以下「公営住宅」という。)、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第十八条第二項に規定する賃貸住宅(以下「特定公共賃貸住宅」という。)(又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号。以下「高齢者居住

安定確保法」という。)(第四十九条第一項に規定する賃貸住宅(以下「高齢者向け公共賃貸住宅」という。))であつて都道府県が管理するものが賃借人代替住宅として定められているときは、あらかじめ、当該賃借人代替住宅を示して当該都道府県の同意を得なければならない。

3 市町村長は、前条第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該賃借人居住安定計画に定められた賃借人代替住宅を示して計画賃借人の意見を聴かなければならない。

(賃借人居住安定計画の認定の通知)

第六十六条 市町村長は、第四十五条第一項の認定をしたときは、速やかに、当該認定に係る賃借人居住安定計画(以下「認定賃借人居住安定計画」という。)に定められた賃借人代替住宅を示して、当該認定をした旨を計画賃借人に通知しなければならない。この場合において、認定賃借人居住安定計画において賃借人代替住宅が再建マンション以外に定められている計画賃借人に対しては、賃借人代替住宅への入居を希望する旨を申し出ることができる期間(以下この章において「賃借人入居申出期間」という。)を併せて示さなければならない。

2 前項の場合において、認定賃借人居住安定計画に都道府県が管理する公営住宅、特定公共賃貸住宅又は高齢者向け公共賃貸住宅が賃借人代替住宅として定められているときは、市町村長は、速やかに、当該認定賃借人居住安定計画に定められた賃借人代替住宅及び賃借人入居申出期間を示して、当該賃借人居住安定計画の認定をした旨を当該都道府県に通知しなければならない。

(賃借人居住安定計画の変更等)

第七百七条 第四百四条第一項の認定を受けた者以下「認定賃借人等」というのは、認定賃借人居住安定計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、関係する住戸賃借人の意見を求めて、国土交通省令で定めるところにより、市町村長の認定を受けなければならない。

2 認定賃借人等である勧告マンション建替実施者が施行者である場合において、第四百四条第一項の認定を受けた日以後に権利変換計画公告があり、かつ、権利変換計画の内容が認定賃借人居住安定計画の内容に適合していないときは、認定賃借人等は、前項の認定を申請しなければならない。

3 第四百四条第二項から第八項まで及び前二条の規定は、第一項の場合について準用する。

(報告の徴収)

第七百八条 市町村長は、認定賃借人等に対し、認定賃借人居住安定計画に係る計画賃借人(以下「認定賃借人」という。)の居住の安定の確保及び勧告マンションの建替えの状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第七百九条 認定賃借人等の一般承継人又は認定賃借人等から勧告マンションの区分所有権その他当該認定賃借人居住安定計画の実施に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定賃借人等が有していた認定賃借人居住安定計画の認定に基づく地位を承継することができる。

(改善命令)

第七百十条 市町村長は、認定賃借人等が認定賃借

人居住安定計画に従って認定賃借人の居住の安定を確保していないと認めるとき又は勧告マンションの建替えを行っていないと認めるときは、当該認定賃借人等に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。ただし、勧告マンションの建替えを行うべき旨の命令は、当該勧告マンションから認定賃借人がすべて移転した場合に限り、することができる。

(賃借人居住安定計画の認定の取消し)

第七百十一条 市町村長は、前条ただし書に規定する場合以外の場合において、認定賃借人等が同条本文の規定による命令に違反したときは、賃借人居住安定計画の認定を取り消すことができる。

2 第六百六条第一項前段及び第二項の規定は、市町村長が前項の規定による取消しをした場合について準用する。

第三節 転出区分所有者居住安定計画の認定等

(転出区分所有者居住安定計画の認定)

第七百十二条 勧告マンション建替実施者は、勧告マンションに居住している区分所有者のうちに当該勧告マンションの建替えに伴い転出区分所有者となる者がいるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該勧告マンションについて、当該転出区分所有者の居住の安定の確保及び当該勧告マンションの建替えに関する計画(以下「転出区分所有者居住安定計画」という。)を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

2 第四百四条第二項の規定は、前項の認定の申請について準用する。

3 第一項の認定を申請しようとする者(認定賃借人等である者を除く。)は、その者以外に当該勧告マンション又はその敷地(隣接再建敷地を含む。)について権利を有する者があるときは、転出区分所有者居住安定計画についてその同意を得なければならない。

4 第四百四条第三項ただし書及び第四項の規定は、前項の規定により同意を得る場合について準用する。この場合において、同条第三項ただし書及び第四項中「第一項」とあるのは、「第七百十二条第一項」と読み替えるものとする。

5 第一項の認定を申請しようとする者は、あらかじめ、その者以外の転出区分所有者居住安定計画に係る転出区分所有者であつて第三項及び前項において準用する第四百四条第三項ただし書の規定により第三項の同意を得る必要のないもの(以下「同意を得ない計画転出区分所有者」という。)の意見を求めなければならない。

6 転出区分所有者居住安定計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 勧告マンションの位置
- 二 転出区分所有者居住安定計画に係る転出区分所有者(以下「計画転出区分所有者」という。)が居住している住戸(以下「計画転出区分所有者住戸」という。)の数
- 三 計画転出区分所有者住戸の規模、構造及び設備
- 四 計画転出区分所有者の氏名、住所及び世帯構成
- 五 計画転出区分所有者に提供する計画転出区分所有者住戸に代わるべき住宅(以下この章において「転出区分所有者代替住宅」という。)の規模、構造及び設備、家賃並びに所在及び

地番

六 勧告マンションを除却する予定時期

七 勧告マンションの建替えに関する事業の概要及び資金計画

八 第一項の認定を申請した日から当該勧告マンションを除却する日までの間における勧告マンションの部分のそれぞれの管理に関する事項

九 その他国土交通省令で定める事項

7 第四百四条第六項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。この場合において、同条第六項中「前項第九号」とあるのは、「第七百十二条第六項第七号」と読み替えるものとする。

(転出区分所有者居住安定計画の認定基準)

第七百十二条 市町村長は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る転出区分所有者居住安定計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、転出区分所有者居住安定計画の認定をしてはならない。

- 一 計画転出区分所有者ごとに、前条第六項第三号及び第四号に掲げる事項その他計画転出区分所有者に関する状況を勘案して、その規模、構造及び設備並びに家賃が妥当な水準の転出区分所有者代替住宅が、計画転出区分所有者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内において確保されることが確保であること。
- 二 前条第一項の認定の申請を受けた日から勧告マンションを除却される日までの間に、当該勧告マンションについて新たな権利が設定されないことが確保であること。
- 三 勧告マンション建替実施者が施行者以外の者である場合にあっては、勧告マンションの

建替えに関する事業の資金計画が当該事業を遂行するため適切なものであり、当該勧告マシヨンの建替えが行われることが確実であること。

2 第五十五条第二項及び第三項の規定は、市町村長が前条第一項の認定をしようとする場合について準用する。この場合において、第五十五条第二項及び第三項中「賃借人居住安定計画」とあるのは「転出区分所有者居住安定計画」と、「賃借人代替住宅」とあるのは「転出区分所有者代替住宅」と、同項中「計画賃借人」とあるのは「同意を得ない計画転出区分所有者」と読み替えるものとする。

(転出区分所有者居住安定計画の認定の通知)
 第十四条 市町村長は、第十二条第一項の認定をしたときは、速やかに、当該認定に係る転出区分所有者居住安定計画(以下「認定転出区分所有者居住安定計画」という。)に定められた転出区分所有者代替住宅及び当該転出区分所有者代替住宅への入居を希望する旨を申し出ることができる期間(以下この章において「転出区分所有者入居申出期間」という。)を示して、当該認定をした旨を計画転出区分所有者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、認定転出区分所有者居住安定計画に都道府県が管理する公営住宅、特定公共賃貸住宅又は高齢者向け公共賃貸住宅が転出区分所有者代替住宅として定められているときは、市町村長は、速やかに、当該認定転出区分所有者居住安定計画に定められた転出区分所有者代替住宅及び転出区分所有者入居申出期間を示して、当該転出区分所有者居住安定計画の認定をした旨を当該都道府県に通知しなければならない。

ばならない。

(転出区分所有者居住安定計画の変更等)

第十五条 第十二条第一項の認定を受けた者(以下「認定建替実施者」という。)は、認定転出区分所有者居住安定計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、市町村長の認定を受けなければならない。

2 第十二条第二項から第七項まで及び前二条の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の徴収等)

第十六条 第八十八条から第九十一条までの規定は、認定転出区分所有者居住安定計画について準用する。この場合において、第八十八条から第九十一条までの規定中「認定賃借人等」とあるのは「認定建替実施者」と、第八十八条中「認定賃借人居住安定計画に係る計画賃借人(以下「認定賃借人」という。）」とあるのは「認定転出区分所有者居住安定計画に係る計画転出区分所有者(以下「認定転出区分所有者」という。）」と、第九十条中「認定賃借人の」とあるのは「認定転出区分所有者の」と、「認定賃借人が」とあるのは「認定転出区分所有者が」と、第九十一条第二項中「第六十六条第一項前段及び第二項」とあるのは「第六十四条」と読み替えるものとする。

第四節 賃借人等の居住の安定の確保等に関する措置

(公営住宅等への入居の申出)

第十七条 第六十六条第一項(第六十七条第三項において準用する場合を含む。以下この節において同じ。)又は第六十四条第一項(第六十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた認定賃借人又は認定転出区分所有者は、それぞれ当該通知により示された賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が公営住宅、特定公共賃貸住宅、高齢者向け公共賃貸住宅又は市町村が認定賃借人若しくは認定転出区分所有者に転賃するのために借り上げた住宅(公営住宅を除く。以下「市町村借上住宅」という。)である場合においては、それぞれ、賃借人入居申出期間内又は転出区分所有者入居申出期間内に、当該賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅への入居を希望する旨を当該住宅を管理する地方公共団体に申し出ることができる。

(公営住宅への入居)
 第十八条 前条の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が公営住宅である場合において、当該申出をした者が公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件に該当する者であるときは、当該公営住宅を管理する地方公共団体は、同法第二十一条及び第二十五条第一項の規定にかかわらず、その者を当該公営住宅に入居させるものとする。

2 前項に規定する公営住宅を管理する地方公共団体は、同項に規定する者(認定賃借人に限る。)を公営住宅に入居させる場合において、その者が従前賃借していた認定賃借人居住安定計画(第六十七条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この節において同じ。)に定められた計画賃借人(以下「認定賃借人」という。)の家賃を当該公営住宅の家賃が超えることとなり、その者の家賃負担の軽減を図るため必要があるときは、公営住宅法第十六条第一項、第二十八条第二項又は第二十九条第五項の規定にかかわらず、政令で定め

るところにより、当該公営住宅の家賃を減額することができる。

3 公営住宅法第十六条第五項の規定は、前項の規定により家賃を減額する場合について準用する。

(特定公共賃貸住宅への入居)

第十九条 第六十七条の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が特定公共賃貸住宅である場合において、当該申出をした者が特定優良賃貸住宅法第十八条第二項に規定する国土交通省令で定める基準のうち入居者の資格に係るものに該当する者であるときは、当該特定公共賃貸住宅を管理する地方公共団体は、その者を当該特定公共賃貸住宅に入居させるものとする。

2 地方公共団体は、前項に規定する者を入居させた特定公共賃貸住宅の家賃については、公営住宅法第十六条第二項の規定の例により算定した近傍同種の住宅の家賃以下で条例で定める額とするものとする。

3 第一項に規定する地方公共団体は、同項に規定する者(認定賃借人に限る。)を特定公共賃貸住宅に入居させる場合において、その者が従前賃借していた認定賃借人(以下「認定賃借人」という。)の家賃が超えることとなり、その者の家賃負担の軽減を図るため必要があるときは、条例で定めるところにより、当該特定公共賃貸住宅の家賃を減額することができる。

(高齢者向け公共賃貸住宅への入居)

第二十條 第六十七条の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が高齢者向け公共賃貸住宅である場合において、

当該申出をした者が高齢者居住安定確保法第四十九条第一項第三号に規定する入居者の資格に該当する者であるときは、当該高齢者向け公共賃貸住宅を管理する地方公共団体は、その者を当該高齢者向け公共賃貸住宅に入居させるものとする。

2 前条第三項の規定は、前項に規定する者(認定賃借人に限る。)を高齢者向け公共賃貸住宅に入居させる場合について準用する。

(市町村借上住宅への入居)

第二百一十一条 第七十七条の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が市町村借上住宅である場合においては、当該市町村借上住宅を管理する市町村は、当該申出をした者を当該市町村借上住宅に入居させるものとする。

2 第十九条第二項の規定は前項に規定する者を、同条第三項の規定は前項に規定する者(認定賃借人に限る。)を市町村借上住宅に入居させる場合について準用する。

3 国は、市町村が前項において準用する第十九条第三項の規定により市町村借上住宅の家賃を減額する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その減額に要する費用の一部を補助することができる。

(移転料の支払)

第二百一十二条 賃借人居住安定計画の認定を受けた住戸賃借人(以下「認定賃借人」という。)は、認定賃借人が認定賃借住戸から認定賃借人居住安定計画に定められた賃借人代替住宅へその住居の移転(当該認定賃借人居住安定計画において再建マンションの部分賃借人代替住宅として定められている場合にあつては、当該認定賃

借人居住安定計画に定められた仮住居から当該賃借人代替住宅への移転を含む。)をする場合においては、当該認定賃借人に対して、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、通常必要な移転料を支払わなければならない。

(費用の補助)

第二百一十三条 市町村は、認定賃借人(国土交通省令で定める認定賃借人を除く。)に対して、前条の規定による移転料の支払に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

2 国は、市町村が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

(賃貸借契約の更新拒絶等)

第二百一十四条 認定賃借人が認定賃借人に対し認定賃借住戸について賃貸借の更新の拒絶の通知(条件を変更しなければ更新をしない旨の通知を除く。)をする場合においては、借地借家法(平成三年法律第九十号第二十六條第二項及び第二十八條の規定は、適用しない。

2 認定賃借人が認定賃借人に対し認定賃借住戸について賃貸借の解約の申入れをする場合においては、借地借家法第二十七條第二項及び第二十八條の規定は、適用しない。

第六章 雑則

(意見書等の提出の期間の計算等)

第二百一十五条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により一定期間内に差し出すべき意見書その他の文書が郵便で差し出されたときは、郵送に要した日数は、期間に算入しない。

2 前項の文書は、その提出期間が経過した後においても、容認すべき理由があるときは、受理

することができ。

(不服申立て)

第二百一十六条 次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

一 第九条第一項又は第三十四条第一項の規定による認可

二 第二十一条第三項(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知

2 組合又は個人施行者がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たする行為に不服のある者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができ。

3 第二百一十四条第一項、第二百一十五条第一項(第二百一十六条において準用する場合を含む。)、第二百一十二条第一項及び第二百一十五条第一項の規定による処分不服がある者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができ。

(権限の委任)

第二百一十七条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(大都市等の特例)

第二百一十八条 この法律中都道府県知事の権限に属する事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)、同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)、及び同法第二百五十二條の二十六の三第一項の特例市(以下この条において「特例市」という。))において、政令で定めるところにより、指定都

市、中核市又は特例市(以下この条において「指定都市等」という。))の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

(政令への委任)

第二百一十九条 この法律に特に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(経過措置)

第二百二十条 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(事務の区分)

第二百三十一条 第九条第五項(第三十四条第二項、第四十五条第四項、第五十条第二項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。)、第十一條第一項(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、第十四條第三項(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、第二十五條第一項、第三十八條第五項、第四十九條第三項(第五十条第二項において準用する場合を含む。)、第五十一條第四項及び第六項並びに第九十七條第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

第七章 罰則

第二百三十二条 組合の役員、総代若しくは職員、個人施行者(法人である個人施行者にあつて

は、その役員又は職員又は審査委員(以下「組合の役員等」と総称する。)が職務に関して賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。よって不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

2 組合の役員等であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことにつき賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 組合の役員等がその職務に關し請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することとができないときは、その価額を追徴する。

第三百三十三條 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第三百三十四條 組合が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした役員又は職員を二十万円以下の罰金に処する。

一 第九十七條第一項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

き。

三 第九十八條第一項又は第二項の規定による都道府県知事の検査を拒み、又は妨げたとき。

第三百三十五條 個人施行者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした個人施行者(法人である個人施行者を除く。)又は法人である個人施行者の役員若しくは職員を二十万円以下の罰金に処する。

一 第九十七條第一項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二 第九十七條第二項又は第九十九條第一項の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

三 第九十九條第一項の規定による都道府県知事の検査を拒み、又は妨げたとき。

第三百三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第九十八條(第九十六條において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第九十條(第九十六條において準用する場合を含む。)の規定による市町村長の命令(勧告マンシヨンの建替えを行うべき旨の命令に限る。)に違反した者

第三百三十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三條に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第三百三十八條 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした組合の理事、監事又は清算人を、二十万円以下の過料に処する。

一 組合がマンシヨン建替事業以外の事業を営んだとき。

二 第二十四條第六項の規定に違反して監事が理事又は組合の職員と兼ねたとき。

三 第二十八條第一項、第三項又は第四項(第三十一條第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して総会又は総代会を招集しなかつたとき。

四 第三十四條第三項又は第三十八條第三項の規定に違反したとき。

五 第四十條又は第四十二條に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

六 第四十一條の規定に違反して組合の残余財産を処分したとき。

七 第九十五條第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

八 第九十五條第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。

九 都道府県知事又は総会若しくは総代会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠したとき。

十 この法律の規定による公告をせず、又は不実の公告をしたとき。

第三百三十九條 第二十八條第五項の規定に違反して最初の理事又は監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなかつた者は、二十万円以下の過料に処する。

第四百十條 個人施行者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした個人施行者(法人である個人施行者を除く。)又は法人である個人施行者の役員若しくは清算人を二十万円以下の過料に処する。

一 第五十條第三項において準用する第三十四條第三項の規定に違反したとき。

二 第五十四條第二項の規定に違反したとき。

三 第九十五條第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

四 第九十五條第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。

五 この法律の規定による公告をせず、又は不実の公告をしたとき。

第四百十一條 第八條第二項の規定に違反してその名称中にマンシヨン建替組合という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二條 この法律の施行の際、現にその名称中にマンシヨン建替組合という文字を用いている者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、第八條第二項の規定を適用しない。

(地方自治法の一部改正)

第三條 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第二に次のように加える。

マンションの建替えの円滑化等
に関する法律(平成十四年法律
第 号)

第九條第五項(第三十四條第一項、第四十五條第四項、
第五十條第二項及び第五十四條第三項において準用する
場合を含む。)、第十一條第一項(第三十四條第二項にお
いて準用する場合を含む。)、第十四條第三項(第三十四
條第二項において準用する場合を含む。)、第二十五條第
四項及び第六項並びに第九十七條第一項の規定により市
村が処理することとされている事務

投票者氏名

日程第一 実演及びレコードに関する世界的所
有権機関条約の締結について承認を求めるの件
(衆議院送付)

日程第二 一九九六十七年七月十四日にストック
ホルムで署名された世界的所有権機関を設立す
る条約第九條(3)の改正の受諾について承認を求め
るの件(衆議院送付)

日程第三 文化財の不法な輸入、輸出及び所有権
移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締
結について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

一三〇名

阿南 一成君 阿部 正俊君
愛知 治郎君 青木 幹雄君
荒井 正吾君 有馬 朗人君
有村 治子君 泉 信也君
市川 一朗君 入澤 肇君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩永 浩美君 上杉 光弘君
上野 公成君 小野 清子君
尾辻 秀久君 大島 慶久君
大仁田 厚君 大野つや子君
太田 豊秋君 扇 千景君
加治屋義人君 加藤 紀文君

加納 時男君 景山俊太郎君
柏村 武昭君 金田 勝年君
亀井 郁夫君 河本 英典君
木村 仁君 岸 宏一君
久世 公堯君 久野 恒一君
杵掛 哲男君 国井 正幸君
小泉 顯雄君 小齊平敏文君
小林 温君 後藤 博子君
鴻池 祥肇君 近藤 剛君
佐々木知子君 佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君 斎藤 十朗君
桜井 新君 山東 昭子君
清水嘉与子君 清水 達雄君
陣内 孝雄君 鈴木 政二君
世耕 弘成君 関谷 勝嗣君
田浦 直君 田村 公平君
伊達 忠一君 竹山 裕君
武見 敬三君 谷川 秀善君
段本 幸男君 常田 享詳君
鶴保 庸介君 中川 義雄君
中島 啓雄君 中島 眞人君
中曾根弘文君 中原 爽君
仲道 俊哉君 西田 吉宏君
西銘順志郎君 野上浩太郎君

野沢 太三君 野間 起君
南野知恵子君 橋本 聖子君
服部三男雄君 林 芳正君
日出 英輔君 福島啓史郎君
藤井 基之君 保坂 三蔵君
真鍋 賢二君 舩添 要一君
松谷蒼一郎君 松村 龍二君
松山 政司君 三浦 一水君
溝手 顕正君 宮崎 秀樹君
森下 博之君 森田 次夫君
森元 恒雄君 森山 裕君
矢野 哲朗君 山内 俊夫君
山崎 力君 山崎 正昭君
山下 英利君 山下 善彦君
山本 一太君 吉田 博美君
吉村剛太郎君 若林 正俊君
脇 雅史君 浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
池口 修次君 今井 澄君
今泉 昭君 岩本 司君
海野 徹君 江田 五月君
江本 孟紀君 小川 勝也君
小川 敏夫君 大塚 耕平君
岡崎トミ子君 勝木 健司君
神本美恵子君 川橋 幸子君
木俣 佳文君 北澤 俊美君
郡司 彰君 小林 元君
小宮山洋子君 興石 東君
佐藤 泰介君 佐藤 道夫君
佐藤 雄平君 齋藤 勲君
櫻井 充君 鈴木 寛君
高嶋 良充君 高橋 千秋君
谷 博之君 谷林 正昭君

千葉 景子君 ズルシマルティ君
辻 泰弘君 角田 義一君
内藤 正光君 直嶋 正行君
羽田雄一郎君 長谷川 清君
平田 健二君 広中和歌子君
福山 哲郎君 藤井 俊男君
藤原 正司君 堀 利和君
本田 良一君 松井 孝治君
円より子君 峰崎 直樹君
築瀬 進君 柳田 稔君
山下八洲夫君 山根 隆治君
山本 孝史君 和田ひろ子君
若林 秀樹君 藁科 満治君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
加藤 修一君 風間 昶君
草川 昭三君 木庭健太郎君
沢 たまき君 高野 博師君
統 訓弘君 鶴岡 洋君
遠山 清彦君 浜田卓二郎君
浜四津敏子君 日笠 勝之君
弘友 和夫君 松 あきら君
森本 晃司君 山口那津男君
山下 栄一君 山本 香苗君
山本 保君 渡辺 孝男君
井上 哲士君 井上 美代君
池田 幹幸君 岩佐 恵美君
緒方 靖夫君 大沢 辰美君
紙 智子君 小池 晃君
小泉 親司君 大門実紀史君
富樫 練三君 西山登紀子君
畑野 君枝君 八田ひろ子君
林 紀子君 筆坂 秀世君
宮本 岳志君 吉岡 吉典君

平成十四年六月十二日 参議院會議録第三十三号 投票者氏名

反対者氏名		賛成者氏名	
吉川 春子君 大 江 康弘君 田名部匡省君 高橋紀世子君 西川きよし君 平野 達男君 松岡満壽男君 山本 正和君 大脇 雅子君 田嶋 陽子君 淵上 貞雄君 黒岩 宇洋君 中村 敦夫君		岩本 莊太郎君 島袋 宗康君 田村 秀昭君 西岡 武夫君 平野 貞夫君 広野ただし君 森 ゆうこ君 大淵 絹子君 大田 昌秀君 福島 瑞穂君 又市 征治君 椎名 素夫君 本岡 昭次君	
○名		日程第四 マンションの建替えの円滑化等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)	
久野 恒一君 国井 正幸君 小齊平敏文君 後藤 博子君 近藤 剛君 佐藤 泰三君 斎藤 十朗君 山東 昭子君 清水 達雄君 鈴木 政二君 関谷 勝嗣君 田村 公平君 竹山 裕君 谷川 秀善君 常田 享祥君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 西田 吉宏君 野上浩太郎君 野間 赳君 橋本 聖子君 林 芳正君 福島啓史郎君 保坂 三蔵君 舩添 要一君 松村 龍二君 三浦 一水君 宮崎 秀樹君 森田 次夫君 森山 裕君 山内 俊夫君 山崎 正昭君 山下 善彦君 吉田 博美君		阿南 一成君 愛知 治郎君 荒井 正吾君 有村 治子君 市川 一朗君 岩井 國臣君 岩永 浩美君 上野 公成君 尾辻 秀久君 大仁田 厚君 太田 豊秋君 加藤 紀文君 景山俊太郎君 金田 勝年君 河本 英典君 岸 宏一君	
○名		反対者氏名	
若林 正俊君 浅尾慶一郎君 伊藤 基隆君 今井 澄君 岩本 司君 江田 五月君 小川 勝也君 大塚 耕平君 勝本 健司君 川橋 幸子君 北澤 俊美君 小林 元君 奥石 東君 佐藤 道夫君 齋藤 勲君 鈴木 寛君 高橋 千秋君 谷林 正昭君 谷シヅメ子君 角田 義一君 直嶋 正行君 長谷川 清君 広中和歌子君 藤井 俊男君 堀 利和君 松井 孝治君 峰崎 直樹君 柳田 稔君 山根 隆治君 和田ひろ子君 薬科 満治君 魚住裕一郎君 風間 昶君 木庭健太郎君 高野 博師君		阿部 正俊君 青木 幹雄君 有馬 朗人君 泉 信也君 入澤 肇君 岩城 光英君 上杉 光弘君 小野 清子君 大島 慶久君 大野つや子君 加治屋義人君 加納 時男君 柏村 武昭君 亀井 郁夫君 木村 仁君 久世 公義君	
○名		賛成者氏名	
若林 正俊君 浅尾慶一郎君 伊藤 基隆君 今井 澄君 岩本 司君 江田 五月君 小川 勝也君 大塚 耕平君 勝本 健司君 川橋 幸子君 北澤 俊美君 小林 元君 奥石 東君 佐藤 道夫君 齋藤 勲君 鈴木 寛君 高橋 千秋君 谷林 正昭君 谷シヅメ子君 角田 義一君 直嶋 正行君 長谷川 清君 広中和歌子君 藤井 俊男君 堀 利和君 松井 孝治君 峰崎 直樹君 柳田 稔君 山根 隆治君 和田ひろ子君 薬科 満治君 魚住裕一郎君 風間 昶君 木庭健太郎君 高野 博師君		久野 恒一君 国井 正幸君 小齊平敏文君 後藤 博子君 近藤 剛君 佐藤 泰三君 斎藤 十朗君 山東 昭子君 清水 達雄君 鈴木 政二君 関谷 勝嗣君 田村 公平君 竹山 裕君 谷川 秀善君 常田 享祥君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君 西田 吉宏君 野上浩太郎君 野間 赳君 橋本 聖子君 林 芳正君 福島啓史郎君 保坂 三蔵君 舩添 要一君 松村 龍二君 三浦 一水君 宮崎 秀樹君 森田 次夫君 森山 裕君 山内 俊夫君 山崎 正昭君 山下 善彦君 吉田 博美君	
○名		反対者氏名	
若林 正俊君 浅尾慶一郎君 伊藤 基隆君 今井 澄君 岩本 司君 江田 五月君 小川 勝也君 大塚 耕平君 勝本 健司君 川橋 幸子君 北澤 俊美君 小林 元君 奥石 東君 佐藤 道夫君 齋藤 勲君 鈴木 寛君 高橋 千秋君 谷林 正昭君 谷シヅメ子君 角田 義一君 直嶋 正行君 長谷川 清君 広中和歌子君 藤井 俊男君 堀 利和君 松井 孝治君 峰崎 直樹君 柳田 稔君 山根 隆治君 和田ひろ子君 薬科 満治君 魚住裕一郎君 風間 昶君 木庭健太郎君 高野 博師君		阿部 正俊君 青木 幹雄君 有馬 朗人君 泉 信也君 入澤 肇君 岩城 光英君 上杉 光弘君 小野 清子君 大島 慶久君 大野つや子君 加治屋義人君 加納 時男君 柏村 武昭君 亀井 郁夫君 木村 仁君 久世 公義君	

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五—八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
財務省印刷局
電話
03
(3587)
4294
定価
本体 本号一部
送料 二二〇〇円
別 〇〇円